

の人は、利害と勝敗の外には、世の中に進退の標準となるべきものはないと思つて居たが、今日でも尙ほ同じやうな考へを持つて居るものが多。腐敗事件犯罪事件は、其爲めに起るのであります。既に勝てば宜しい、利益になれば宜しい、成功すれば宜しい、正邪は問はない、善惡にも重きを措かぬと云ふ考へを以て進めば、法律を犯し或は潜るが如き事は、當然起るべき筈である。正雅善惡の考へを以て人が動けば、法律の網に觸れよう筈はないが、利害得失の考へを以て世の中を渡れば、どうしても利益の爲に法律を潜るか犯すかする事の起るのは當り前であります。而して今日の我國現在の法律制度は、上は憲法より下は市町村制度の末に至るまで悉く歐羅巴の文明國が、既に力の世の中を脱して、道理の世の中に入つてから出來たものを手本にして作つたのである。歐羅巴に於て封建制度が廢止されたのと、我國に於て封建制度の倒れたのと同じ事の如く見て居る人が世間にあるやうでありますけれども、それは非常な間違である。歐羅巴は文明の進歩した結果、力に依つて出來た——力を基礎として成立した——

一所の封建制度には、何人も満足する事が出來ない世の中、即ち道理の世の中となつたが爲に——霜が朝日を受けて解けて仕舞ふが如く——封建制度は自然解けてなくなつて仕舞つたのであります。然るに我國人は、今日ですらもまだ道理に依つて進退せず、勝敗損得と力を基礎とした觀念に依つて進退いたして居る。蜂須賀小六の如きは歴史は之を強盜と傳へて居るが、強盜でも力を幾許か集むる事が出來れば、大名になれた。黒田如水も亦博徒か伯勞をして居つたものだ、が是亦幾許かの力を動かす事が出來れば、大名となつた。元龜天正以後に興つた所の大抵の大名は、掏摸か強盜、或は博徒の類だらうが、さう云ふ者でも、力さへ集むれば大名となる。其の子孫が今日尙公侯伯子男になつて、社會に居れるのは、皆道理を無視した世間の状態が之を然らしむるものであります。

強盜の蜂須賀小六は幾十萬石かの領主となり、神武天皇の御子孫は僅か十萬石の手當を以て、京都の片隅に蟄居し給ふ。是で何の道理がある、何の忠義心があります。

口には忠義とか何とか生意氣な事を申しますけれども、實際に於ては強盜の家來にはなるが、朝廷の爲には働かぬと云ふ所の人間が、全國に充滿して居つた結果、八百年の久しき朝廷は式微に陥つて居たのであります。其の事實を眼前に見て居りながら、それを改むる事すらなし得ず徳川の末に至つた。そして偶然あの時に外國の關係に觸れて幕府は倒れて朝廷は全國に君臨し給ふ事になりましたが、まだ封建制度は依然として存して居つた。我が國民の知識道徳は力に依つて起つたる封建制度と相容れざる程には進歩して居らなかつた。歐羅巴に於て封建制度が倒れたとは全く違つた状態の下にありました。然し強盜や掏摸の子孫を大名として何時迄も保存して置いては、王政古へに復したとは申し條、朝廷の本當の働きは出來ない。且つ外を見れば斯様な不思議な國家は、數百年前にはあつたが、明治之初には何處を見ても左様な不合理な國はない。文明は未だ進歩せないが他國の眞似はしたいのと、内には朝廷の權力を全國に及ぼす必要に迫られたのと此の二つの原因に依つて一朝突然廢藩置縣を實行し、力

を以て封建制度を廢したのであります。歐羅巴に於ては人智進んで自然に封建制度が消れて仕舞つた。即ち道理の世の中になつた結果、力に依つて出來た所のものは自然に消滅した。我が國に於ては人民未だ道理の世の中に進んで居りませぬから封建制度は依然として活きて居たが、内外の形勢止むを得ず力を以て之を無理に廢したのであります。故に、制度は廢されたが、封建的思想感情は今日尙ほ依然として繼續いたします。

(四) 法律と思想の撞突

七八百年前の人間が勝てば官軍、負くれば賊軍と考へた如く、今日の我が同胞も亦勝てば官軍、負くれば賊と考へ、大義名分を解せぬ者が不幸にして全國多數を占めて居るやうに見れる。是が病の根本である。彼の憲法、府縣制、市町村制は皆な道理に基いて出來たものであつて、力で出來た制度ではない。生命財産を保護するが爲に、生

命と財産を持つて居る人が總代人を出して之に關する法律規則を議定する。如何にも道理に協つた遣り方でありますから、道理の世の中になつた國では皆な其通り致して居る。我が國人は未だ道理を辨へないけれども、手本が西洋にあつたから矢張り全國から衆議院議員を選び出して、之に生命財産に關する法律規則を議定せしめる事にした。形は整つたけれども魂は入つて居らぬから、立憲政治は次第に墮落して、遂に衆議院は動物園と云はるゝ如き状態になつた。即ち一言にして云へば、道理の世の中になつて出來た制度法律を、我が國に於ては、今日でも力の世の中に住んで居る人間が力を以て運用して居る。道理に依つて運用しなければならぬものを力に依つて運用して居る。正邪曲直の觀念に依つて運用すべき制度法律を、利害得失若くは勝敗と云ふ觀念に依つて運用いたして居ります。即ち制度と之に對する人間とが全く相容れない状態になつて居りますから、どの制度を運用しても、それが適當に行はれよう筈がない。

皆な表面若くは裏面から之を侵し之を枉げる事になる。其の結果罪人は全國に充満する事になるのであります。彼の議員選舉は、己れの生命財産を己れに代つて支配せしむる人間を選ぶのだから、道理の上から云へば是れほど大切な者はありませぬけれども、其の道理を解する事の出來ない人間に選舉法の運用を託しますると、唯だ勝ちさへすれば宜しい負けさへしなければ宜しいと云ふ事が主となりますから、買收、脅迫、請託至らざる所なしと云ふ事になる。候補者も悪事をすれば選舉民も悪事をする。道理は少しも選舉の際には行はれぬ。此の實際を見れば制度と人間とがどれだけ隔離し或は撞突して居るか、略ぼお分りにならうと思ひます。

其結果、政黨の如きも歐米諸國に於ては、道理の政體を運用するに必要な機関となり、此機關が勢力を増して人心を收めやうとすれば、善事の競争をする外に其道はないが、我が國の所謂る政黨なるものを見れば、善い事の競争をした例は——明治二三年以來、政黨なるものが出來た以後今日に至る迄、何處にもありません。我が國の政黨は年百年中惡事の競争をのみ致して居る。惡事を多くする者は仲間が殖ゐるが、

悪事をしないものは衰微します。又悪事をする人は一方の領袖となる事が出来るが、善事をすれば仲間から放逐される。これが今日我が政黨の現状である。是は中央の政黨のみならず、地方の政黨でも其の通りで、全國各地を歩きますと、何處に行つても惡事競争の證據を見ます。例へば此處に中學校を一つ建てるに云ふ問題が起る。十目の見る所誰れの目にも最も適當な場所は、どの中學校建設の候補地にも必ずある。併し十人が十人まで最も適當なとする所に建てましては「學校を建てゝやるから入黨せよ」云つても、入黨者は比較的少ない。當り前の事をするのであるから入黨する必要はない考へるものを見たる。是に於て地方の政黨員は最も適當な候補地を避けて、稍や不適當な所に建てる事にして「實は甲の所に建てるのであるけれども、枉げて乙の所へ建てゝやるから入黨せよ」と云ふ。ソウすると「それは有難い」と云つて大分入黨する者がある。更に狡猾な政黨員はそれもしないで、最も不適當な所を選んで「建つべからざる所であるけれども、お前達が皆な入黨すれば此處に建てゝやるがどうか」

と談判すると、それならば町村長を始め全部申合せて入黨する事になる。最も不適當な所に建てられた學校は全國各地にあります。

此の如くして惡事をすれば榮れ、善事をすれば入黨者も何もない。鐵道敷設でも其の通り、最も必要な所は後廻しにして、不急な所を先にする。停車場でも不便不利なる所に持つて行くと大に入黨者があるが、便利な所に停車場を設けては、入黨者が比較的多く出來ない、即ち道路、橋梁、堤防、學校、港灣等あらゆる問題に就て惡事の競争を致して居ります。道理の世の中になつた國に於てコンナ不都合な事を致しますれば、己れ現に其の利益を受くる地方の人間と雖も承知は致さぬ。左様な不公平な事をすれば、國家の害になるから、左様な事は御免蒙ると云つて拒絕いたします。故に道理の行はれる世の中に於ては、政黨なるものは、善事の競争をしなければ、黨勢の擴張は出來ないが、力の世の中に於いては、惡事をしなければ、黨勢の擴張は出來ないのであります。是は唯だ私が實際見聞した所に就て事實のみをお話を致したのであります。

此の如き経路と理由で何事も皆な悪い方によく行く事になる。其間に立つて働く者は國家の爲と云ふよりも、己れの利益を考へるやうになる。正邪曲直よりも利害損得を考へ、得のいくやうに、儲かるやうにと云ふ考を以て行くからツイ〜法律を潜る事になり、又刑罰を免れる事が出来ると云ふ鑑定が附けば、正面から之を犯す事もある。全國市町村などに犯罪者が多く出るのは、損得や勝敗の爲には法律を潜り、若くは犯しても良いと思ふからであります。而して其等の者が法律に引懸つて懲役にでも参りますれば世間は、前科者として之を非難攻撃しますが、巧みに法律の網を潜つて金儲を致し、其金を少しばかり獻上して華族にでもなれば、世間は御前様として之を尊敬するのであります。獻上に依つて華族となつた富豪と、誤つて刑法に觸れて世間から輕蔑される前科者とを較べると、一方は狡猾にして國法の網を潜り、一方は比較的正直にして之に引懸つたと云ふだけの區別に過ぎない。力を以て世を渡らうとすれば皆な上手に法律を犯すか下手に犯すかの別はあるが、利益の爲に之を犯すと云ふ氣

は無論生ずる。其の結果として犯罪者は全國に充満する。何れの町村と雖も、檢事警察官が眞の活眼を開いて之に臨めば、必ず罪人は居る。罪人の居ない町村のある氣遣はない。即ち制度法律と現在の文化程度を對照すれば、今日の世の中に適當しない一力の世の中とは一段進んだ——制度法律が行はれて居るのであります。

(五) 暴力時代と道理時代

吾々が此の道理を説きますると、世の中の人は「お前の云ふ事は理窟である。世の中が理窟通りに行くものか」と申します。大抵の我が同胞は「何だ尾崎は駄目だ、理窟ばかり云つて居る。世の中は理窟で通れるものか」と申します。所が歐米の進歩した國では理窟で通れるのであります。力では通れないが、理窟では通れる。例へば縣會若くは衆議院の議長は黨派を代表するものなくして其會を代表するものである。縣會若くは國會を代表するものである。然る以上は其人選は黨員の多少に因て定むべき

ものでなくして、黨派の大小を問はず、最も適任なる者を選んで議長に推すべきものである次第は少し道理を辨へた者は皆な理解出来る。又其の適任者が多數黨にもあり、少數黨にもあると云ふ場合に於て、多數黨より之を出すに較ぶれば、少數黨から出した方が専恣横暴の弊が少なくして、議會の爲には宜しいと云ふ事も少しく考ふれば直に判る。

若し私が「議長の適任者が少數黨にあれば寧ろ少數黨から出した方が宜しい」と論じますれば、世間では「理窟は其通りだが實際左様な不思議な事が出來るものか」と直ぐ申します、所が立憲政治の本元たる英國を見よ、昔から議長は多數黨から出さない。多數黨に適任者があつても、同じやうな人格者が少數黨にあれば、議長をば少數黨から出す。多數黨は多數の力を恃んで己れの仲間から議長を出すと云ふやうな事はないのが、憲法上の習慣になつて居ります。理窟通りには行かぬと云ふけれども、理窟の世の中には此の通り理窟通り行つて居るではないか。議長は全院を代表すべき

ものであるから、少數黨中の人格者を多數黨が物色して、多數黨の方から彼を議長にしようと發議する。少數黨はそれに應じて全會一致で議長を選舉する。故に眞に全院を代表するに適當した者が議長の職に就く。コンナ手續で選任せられる故に、議事進行上に於ても、我が國のやうに議長が無理を致す事は想像だも及ばぬ事になつて居るのであります。英國に於ては此の如く理窟通りに色々な事が行はれて居る。我が國の如く文明の低い國——人間がまだ道理に依つて支配せられず唯だ力及び其結果なる利害、勝敗、損得に依つて支配せらるゝ國——に於ては、議長の選舉を始めとして、總ての事が間違つて參り、甚だしきに至つては懲罰事件までも罪の有無に依つて罰すると罰せぬとを定めず、黨派の内か外かに依つて罰するか罰せぬかを定めて居る。凡そ世の中に裁判事件ほど正しき道理と事實に依つて之を裁定しなければならぬものはない。其裁判事件——衆議院の懲罰事件——それすらも我が國に於ては罪の有無は問はない。輕重も問はない、敵ならば、皆な有罪、味方ならば皆な無罪——ちゃんとさう極

めて居ります。今夕諸君にお目に懸る島田三郎君が此の前の前の議會に於て、内閣大臣が相場をした事實を大分集め得たものでありますから、其の箇條を掲げて質問書を發した。さうすると政府黨たる政友會は島田君を議會から除名いたさうと企てた。尋常普通の國に於ては、相場をした大臣があれば、それは免職するけれども、其事を質問した議員を除名する事はない。否な想像する事も出來ない不思議な事柄であるけれども、我が國ではさう云ふ無法な事が行はれ掛つたのであります。

人が總て正邪曲直の觀念に依つて動かず、唯だ勝敗、利害に依つて動く。力が弱ければ如何なる正しい者でも之を除名する。力が弱ければ強い者に服従しなければならぬ、長い物には巻かれろと云ふやうな、さう云ふ觀念が世の中に行はれて居る、其の觀念即ち封建思想ではないか、立憲政治の下に於ては如何に弱くても道理さへあるならば勝てる、世の中に道理ほど強いものはないと云ふ根柢に依つて出來たのが立憲政體である。然るに我が國人は長いものには巻かれろ強い者には降参せよと云ふ心理狀態を以て、此の立憲政治に臨んで居る。うまく行かう筈がない。政黨を造れば、政黨が變じて朋黨となり、國家の利害、人民の休戚をば無視して、黨の利害だけを見る。衆議院議員の選舉をすれば、生命財産を託する大切な總名代と云ふ道理を辨へずして唯だ賄賂を貪る道具に使つて仕舞ふ。あらゆる事が皆な此の通りで、其病源を尋ねれば今日と雖も依然として尙ほ封建的思想感情に囚はれて、其の支配を受けて居ると云ふ事に歸着いたすのであります。

(六) 惡事醜行の大演習

之を他の方面から證據立てますれば、彼の芝居や何かの事を書く雑誌に演藝畫報と云ふのがある。

之を開いて見ますれば丁髷の侍、襦襷を着た女、そんな者の繪が大多數を占めて居る。即ち明治大正の人間がする事は、男女の戀でも、何でも、まだ封建思想に囚はれ

て居る證據です。今日の人間では面白くない、丁髷の人間が大小を差してやつて見せなければ、成る程と感服しない、是が時代錯誤の證據である。書物屋に就て如何なる印刷物が最も多く賣れるかと尋ねて見ると、東京でも大阪でも講談物が最も多く賣られる云つて居る。成程新聞紙等の續き物にも講談物を載せて居る所が多い。此講談物は大抵封建亂離の中の事で満たされて、子は父を殺し、臣は君を殺す。政府ありと雖も其の制令に服従せずして勝手に仇討を致すと云ふやうな——亂世の理窟の分つて居らぬ人間が勝手な振舞をした其の事が皆な講談の材料となつて居るのであります。それが今日の人間には最も氣に入つて讀まれて居るのでありますから、其の魂は矢張り彼の亂暴狼藉極まる振舞をした封建時代の人間のする事——例へば裁判所に訴へずして自分が勝手に仇討を致すと云ふやうな事が、今の人間に餘ほど氣に入るものと見ねる。總て其の通り今日の制度法律は、現在の人間の心には合はないのであります、此の合はない制度法律を何うして守つて居るか、其原因を考へると、制度法律を守る

のではなくして、罰則が恐ろしいから之を守るのである。法律を守るのではなく、罰則に服従するのである。法律から罰則を取除いて御覽なさい、必ず法律を犯すものが大に増加すると思ひます。即ち善惡の觀念に依つて之を守るのではなく、之を犯せば處罰される、絞殺されると云ふ詰り力の觀念に依つて已むを得ず之に服従を致すのであると云ふ證據は此處にも現はれて居る。元來何れの國に於ても制度法律に罰則を附けるのは、特別の悪人に向つて拵へるので、一般人民は罰則なしと雖も、正邪曲直の觀念に依つて之を守る。唯だ特別の悪人が出でた場合に困るから、特に悪人を取締るのが爲に罰則を附けて居るのであるが、我が國には罰則がなければ之を犯さうと云ふ人間が多い。如何に道徳の程度が低いかは、此の一事でも分る。制度法律の内で絶対に刑法的罰則のはいものは、憲法である。故に憲法ほど國家に大切なものはないが、同時に憲法ほど多く犯される法律はありません。あらゆる法律は憲法に基いて生れ出づるのであるが、其根本法たる憲法には罰則がないから、我が國では誰でも彼でも之を

犯します。それに反して刑法は罰則が最も明白に附いて居るから、刑法ほど我國では善く守られる法律はない。歐米諸國と正反対である。歐米諸國に於ては憲法ほど能く守られるものはない。正邪の觀念が強ければ、大切なものは罰則なしと雖も、之れを守る。悪い法律には如何に罰則があつても飽く迄之を守らぬと云ふ事になるのだが、我が國に於ては正反対の現象が現はれる。斯の如く人間の智徳と制度法律か衝突を致して居りますから、折角良い制度を持つて來ても、効能が少ない。世間多數の官民が利害の觀念に依つて之を運用すれば惡事、悪人は保護せられ、善事、善人は危害を被る。故に世の中は善い制度法律あるが爲に却て益々惡くなる。彼の選舉の如きも明治二十三年に初めて衆議院議員の選舉をした時は、比較的立派に行はれて居つた。然るに三十有餘年を経た今日に至りますと、殆ど云ふに忍びざるほど腐敗し切つて仕舞つた。當り前の社會に於ては初のほどこそ誤つて不都合な事も致しますけれども、三十年餘も経過すれば、多少進歩して行くのが當然であるのに、我が國に於ては反対で、手習を

始め出した頃は、相當の字も書けたけれども、段々下手になつて、今日は憲法のいろはも書けない、選舉法のいろはも書けないと云ふ状態になりました。此事實は現に全國に亘つて現はれ、あらゆる人が之を見て居るではないか、國家の制度法律を運用する人の心が根柢から間違つて居るが爲に、悪い方にへど導くのであります。又今度の選舉では新たに選舉人が殖いた爲めに、比較的善き投票が這入つた地方が大分あります。正しき投票は初めて選舉權を得た人が入れたのだ。何故ならばまだ惡事の手習が行届いて居りませぬからです。惡事の手習を教へる所の人は、誰であるか、日本一流の人間である。智慧に於ても金力に於てもあらゆる點に於て一流の人間が寄つて群つて賄賂を取る事、使ふ事、人を瞞す事などを教へるのです。若し候補者、有志家など云ふ者が、少しでも選舉民を善い方に導かうと云ふ考へを持って居たならば、三十年餘を経た今日、日本全體は餘ほど善くなつて居らなければならぬが、彼等は唯だ勝ちさへすれば宜いと云ふ考へを以て居るだけで、正邪の觀念がないから、頻りに賄賂を取る事を教

へる。色々な悪事を彼等が物騒な智恵を絞つて教へた爲め、其お蔭で純朴なる村落民も、今日は惡事の稽古が積んで中々上手になりました。即ち度々行はるゝ所の我が國の總選舉なるものは、實際に於ては犯罪の大演習と稱すべき性質を持つて居るのであります。斯くの如き大演習を普通は四年に一回、解散があれば度々致す。斯う度々犯罪の稽古を日本全國寄つて致しますならば、罪人が殖ゐるのも怪しむに足らぬではないか、其の結果今日全國各地の上下を舉つて監獄に投せらるゝ者が續々現はれるのは、皆な畢竟犯罪の稽古が行届いた結果であります。

(七) 國病治療の第一着歩

既に病状は分つた、病源も分つた。病源は封建時代の思想感情、即ち數百年後れた魂を今日も尙ほ持つて居つて改むる事を知らぬと云ふ事が、現今の制度を運用する事が出來ない根本の原因であります。之を治すの道はどうか、治すには力の世の中を脱

して道理の世の中に入るのが唯一の道である。苟も世の中は力ではいかぬ、勝ちさへすればいゝ、儲けさへすれば宜しいと云ふが如き下劣なる觀念が全國を支配して居るやうでは、どんな人がどれだけ働いても今日の病は治りませぬ。故に此根本の陋劣なる考へを止めて順逆正邪に依つて進退すべきものである。假令得を致しても朝敵となつては相濟まぬものであると云ふだけの事をシツカリ呑込ませなければならぬ。然るに此處に實に驚くべき反対の一例がある。有名なる神社であります——凡そ神様とか佛様とかに仕へる者は、一般の人間よりか一層高き標準道德を持たなければならぬ筈であるのに拘らず——私が見た文書の内には彼の足利尊氏の時代に、朝廷の方からも神社に向つて朝敵滅亡と云ふ祈禱の御依頼が来て居り、又足利尊氏の方からも朝敵討滅と云ふやうな祈禱の依頼が来て居る、其神社の宮司は尊氏の爲にも御祈を致し、南朝の爲にも御禱を致し、雙方の敵同士から禮金を貰つて御禱を致して居ります。其文書が今日も尙ほ残つて居る、さう云ふやうな正邪順逆を辨へざる心を持つて居ては、世の

中が能く治まつて行かう筈がない。今日に於ても矢張りさう云ふ風な人間が不幸にして多數を占めて居る。而して之を改革するの第一着手は、只今申した通り先づ我が文明の後れて居る事を覺るに在る。覺る事は改むるの初であります。今日の精神状態をして最も善きものと考へて居る以上は、どうしても是より以上に進む事が出来ませぬけれども、封建的思想は少なくとも一二百年後れた所の半開野蠻の時代の思想であつて、決して今日の世の中に於て左様なものを手本とすべきものでないと云ふ事を覺れば、次第に之を改むるの心掛が出来る。心掛が出来れば改むるの順序方法及其手本は、世界の文明國に就て求むれば幾らもありますから、此所に初めて政界の革新、商賣の革新を初め、あらゆる社會狀態の改革は、それから開かれるのであります。然るに今日では全國多數の人が下等劣悪なる道徳標準を持つて居りながら、之が最も優つて居るものであると考へて居る。甚だしきに至つては、我が國は物質的文明に於ては西洋に劣つて居るけれども、精神的文明に於ては却て優つて居ると云ふ途方もない事を申す者

があれば、之を丸呑みにして其の通りと答へる無分別者がある、果して精神的に優つて居るならば、關八州の子弟は北條の爲に朝廷征伐はしない筈であつた。又今日に於てあの通り全國に犯罪者は出ない筈である。劣つて居るから斯の如き醜態が百出するのであります。況んや物質文明なるものは、精神的文明が外に現はれた結果に過ぎない、精神的文明が進めば、必ず物質的に現はれる。精神的文明がなければ、物質的文明は外國の眞似をするより外、進む事は出來ない筈のものであります。建築、電燈、自動車、汽車の如きものは、皆な所謂る物質的文明の一端であります、是等は精神的文明が進むと——人間が斯くの如きものを要求し、之を工夫し之を發明するほどに進んで——初めてそれを形に現はす事が出來るのであります。彼の宗教家の如きは、重に精神的方面を預るのを以て其本職とする者であります、彼等は物質文明とは餘ほど縁の遠いものであります。彼の弘法大師の如き親鸞上人の如き、或は日蓮上人の如き精神的方面に於ては餘ほど優れて居た人に違ひない。而してあれだけ精神的に優れゝばそれが

どうしても物質的に現はれすには居られません。是に於て或は高野山の大伽藍となり、或は四國八十八箇所の遺跡となり、或は本願寺の殿堂と爲り、或は鎌倉其他の遺跡となるが如き、内の魂が良くなれば、それが宗教家のものですら總て物質となつて現はれ、天下後世に残るのであります。之に反して精神が進まなければ假令大なる物が物質上出來たにしても、それは大概外國から借りて來たものに外ならない。此事實を見ても、日本は精神的には優つて居るが、物質に於ては後れて居ると云ふやうな馬鹿げた根據のない事が世にありよう筈はないのであります。然るに左様な馬鹿げた事ですら、全國多數の人の自負心を満足せしむる爲には盛に行はれて居るやうな時代でありますから、之を此の儘にして置いては、革新をしようと云つても出來よう筈がない。要するに先づ己れの短所缺點を知り、己れの過ちを覺るのが第一策と考へるが爲に——甚だ諸君の聞く事を好まざる點とは思ひましたが——有りの儘の御話を致した次第であります。(終)

第五篇 普選案賛成演説

大正十一年二月二十三日より衆議院は普通選舉法案の討議を始めたが、賛否双方の發言通告者五十名の多きに及んだ爲め、二十四、二十五、二十七の三日に亘つて討論した。予は最終日の終末に至つて漸く發言の許可を得た。予が演壇に登つたのは夜の八時少し前であつた。予は憲政會にも政友會にも偏倚せず、獨立の論歩を進めた爲め、數々双方よりの賛成又は反対を受け、議場頗る喧噪であつた。今ま官報號外掲載の速記録に據り、其誤謬を訂正して其全文を左に掲ぐ。讀者の便利を計つて「見出し」を添加し、奥議長の制止の言葉をも、其儘に存して置いた。是れは讀者をして議員の騒擾せる光景の一端を想像せしめんが爲に過ぎない。

□議長(奥繁三郎君) 尾崎行雄君

(尾崎行雄君登壇)

普選案賛成演説

(一) 普選は超黨派問題

□尾崎行雄君 本員は今日は孤立無援の位置に立つて、中正不偏の説を述べんと欲するのである（「謹聽」と呼ぶ者あり）隨つて政友會諸君の賛成を得ることの難いのは無論のこと、恐らくは憲政會諸君の喝采を得ることも亦困難であらうと思ふ（拍手）一黨一派に偏せず、單に此問題それ自身を中心と致し、國家的見地より普通選舉其もの、及び關係の問題を議せんと欲するのであります（「謹聽」と呼ぶ者あり）第一に普通選舉問題が黨派問題の如き色彩を帶び來つたことは、本員の最も遺憾とする點であります（「ヒヤ〜」拍手）斯の如き問題は黨派問題とすべきものではない。一に國家的見地より、良心の指命に依つて賛否を決すべきものであらうと思ふに拘らず、不幸にして今日はさうでない。是は獨り各黨派の爲めのみならず、國家の爲に甚だ慨嘆に堪へざる次第に存じます。殊に政友會諸君を激せしめて、心ならずも之に反対せしむる如き

光景を現出するに至つては、此問題の爲に特に憂慮せざるを得ぬ。此大多數を占めて居る所の政友會が、若し一方に偏して之に反対するに至つては、少なくとも數年間は此問題を延期せしむる力を持つて居るのであります。本員の如きは此問題それ自身を國家の爲に必要と信するものであるが故に、憲政會諸君が之を行へば最も欣び、政友會諸君が之を行ふも亦之を歓迎するものであります（拍手「ヒヤ〜」）決して孰れの黨派をして行はしめたいと云ふが如き、黨派的見地より之を論ずるものではない（拍手）殊に現在の政黨の諸君が、此問題を扱ふやり方を見ましては、實に慨歎に堪へないのであります。元來政黨なるものは本員の申すまでもなく、主義政見に依つて離合集散し一に良心の判断に依つて進退去就を決すべきものである。然るに斯の如き問題を黨派の力を以て、薪を束ねるが如く、議員を結束致して、一方は悉く賛成し、一方は悉く反対するが如きは、實に醜態の甚しきものであつて（拍手）歐米諸國の識者若し此議場の有様を見たならば——光景を見たならば、何と評するであります。日本の立憲政

體なるものは尙ほあの幼稚なる程度に在るやと云ふ感想は、何人とも起さざるを得ないのであります。

(二) 政黨の本質

現に是等の問題に對する立憲政治の模範國とも謂はるゝ所の英吉利若くは亞米利加等に於ける議事の模様は、諸君の疾く御承知の點であります。歐米何れの所に、今日御同様の振舞ふが如き不思議なる振舞を以て、斯の如き議事に當る者が在ります(拍手)

(1) 英米の實例

十數年前に婦人參政權問題が英吉利國會の議に上つた時はどうであつたか。内閣大臣それ自身が兩派に分れて、或は賛成或は反對の議論を闘はしたのではない。現に世界的大問題となつて居る所の國際聯盟の問題が、亞米利加元老院の議に上つた時にはどうであつたか。政黨の結束最も嚴重なりと稱せられたる所の共和黨、民主黨、此兩

大黨が各々二つ宛に分れて、甲は乙を賛成し、乙は又甲を賛成するが如く、入り亂れて國家の爲に投票を爲したことは、恐らく何人と雖も御承知のことであらう(拍手、發言する者あり)

□議長(奥繁三郎君) 静肅に

□尾崎行雄君(續) 又現在四國條約は亞米利加の元老院の議事に上つて居るが、共和黨の政府が力を籠めて結んだ所の彼の四國條約に對し、共和黨の一方の首領たる「ジョンソン」氏の如きは、其一派を率ゐて之に反対の態度を執つて居るではないか。若し國家の爲に誠心誠意に考へる時には、己れの黨派の爲した所のものと雖も、國家的見地よりして之に反対せざるを得ざる場合が、斯くの如く始終あるのであります(拍手)

(ロ) 日本の現状

然るに諸君は何ぞや黨議一決すれば、己れの良心は賛成でも、之に反対し(ノー)(ノー)

普選案賛成演説

國家の爲には反対の心を持つて居つても、黨議に服従して之に賛成する。一度議場に入る以上は、良心をば茲に持參すべからずと云ふが如き状態になつて居る。（拍手「ノーノー」）

□議長（奥繁三郎君） 静に

□尾崎行雄君（續） 殆ど理解なき結束——甚しきに至つては結束を以て政黨の誇とし居る。軍隊と政黨とを間違へて居るのではない乎と思ふ（拍手）

（ハ）議事の本質

元來議事なるものは、茲に賛否の議を闘はし、互に事實を提供して、其結果國家の爲に孰れが宜しいかと云ふ良心の判断に依つて、初めて賛否を決すべきものであります。が故に、歐米立憲國に於ては、如何なる多數の與黨を持つて居ても、議事終るまでは勝敗の數を豫め知ることが出來ない。恰も相撲場に於ける力競べの如きものであります、大體に於ては多數は少數に勝つと定まって居る。力ある力士は比較的弱き者に勝

つと定まって居りますけれども、併て取組んで見なければ、真正の勝敗は分らぬ、之が立憲國に於ける議事なるものである。諸君の如きは其勝敗を事務所か何處かでちゃんと定めて置いて、役者が此處に出て芝居でもして居るが如く、此議事に於ては何方が勝ち、何方が敗ける、甚しきに至つては投票の差、幾票で勝敗が決すると云ふが如きことまで、議事に掛らぬ先きから定つて居るではないか（拍手）國事を弄ぶも甚しいと申さなければなりません（拍手）今日は軍隊と雖も、斯の如き無理解なる結束は文明國に於てはありませぬ。昔支那人は江南の橋之を江北に移せば變じて枳となると言つたが、西洋の政黨之を東洋に移せば、變じて軍隊の如くなつてしまふのである。唯結束あることを知つて、良心あることを知らぬ（ノーノー）黨派あることを知つて國家ではない、徒黨である、朋黨である、軍國化したる團體である。口には軍閥を排し、軍國主義を排すると雖も、其爲す所は悉く軍國主義ならざるはなしと云ふのが、殘念な

がら今日の状態であります(拍手)

(二) 軍隊よりも尙壓制

我が陸軍より派遣したる所の調査委員が、歐羅巴大戦争の結果を見て報告をしたる報告書があります。無理解なる結束は今日の軍隊を率ゐる所以でないと云ふのが、其根本の趣意であつて、其例としては將帥術に於て最も進んだりと豫て評せられて居つた所の佛蘭西の如きは、戦争の始まるや、千九百十五年の八月に於て、成べく危険率を平等にすると云ふ法律を通過致して居ります。第一線に立つた者は何時までも第一線に立たせ、後方勤務を爲す者は、何時までも後方勤務に服さしめると云ふ如き無理解不公平なる使ひ方を致しては、佛蘭西の如き進んだる國の兵隊は、十分の働きを爲さぬ。故に此危険率を出来るだけ均等にすると云ふ法律を千九百十五年に一たび通過し、後二年を隔てゝ十七年に又相類似したる法律を通過して、其缺點を補つて居る。即ち人民をして悉く身命を國家に捧げしめんとするならば、之を使ふ方に於ても、眞

に國家の爲に公平至正なる使ひ方を致すだけの考へが將帥になければ本當の働きは爲さぬ。斯の如く率ゐる者が、能く其道を盡したが爲に、あの少數なる佛蘭西兵が殆ど二倍に近い所の獨逸軍に對抗して、あの見事なる働きを爲した。是は決して兵が強い許りではない、之を率ゐる者亦其道を得たが爲であります。然るに現在我國に於ける政黨を見れば軍隊を率ゐるよりも尙ほ壓制なるやり方をして、左右前後唯幹部の命する所に服従せよと云ふのが、現在我國の政黨ではないか、斯様なる間違たる政黨であるからして此普選案が通過せぬのであります。若し之を自由問題と爲し、良心の命する所に依つて議させたならば、私は保證する今夕此場に於て、普通選舉案は必ず通過する(拍手「ノーケ」)。本員は能く承知して居る、之に反対する諸君の中にも其良心に於ては、賛成して居る所の公明なる諸君が幾人もあることを本員は承知して居る。或は憲政會の中にも反対者があるかも知れませぬ(拍手)皆良心の使命に従はず、唯束ねられて居るが爲に、結束せられて居るが爲に、軍隊の如く扱はれて居るが爲に、此選舉

法が通過し得ないのである（「ノー／＼」拍手）

（木）政友會も遠からず賛成

□議長（奥繁三郎君） 静に

□尾崎行雄君（續） 諸君宜しく冷靜に御聽を願ひたい。國家内外の形勢を見ますれば恐らくは一年か二年を経過せざる間に政友會は普通選舉案を出さなければならぬ、又出すべき位地に立たれるだらうと思ひます（拍手「ノー／＼」）今日躍起となつて本員の言論に反対などを言つて居ると、其場合に於て少しく御困りになりはせぬかと思ふのであります（拍手「困りませぬよ」と呼ぶ者あり）唯無理解に騒ぎさへすれば宜しいと云ふ如き態度は、他日己れを縛る自繩自縛の繩となるのである（拍手）二三年の内を御覽なさい——二三年の内を御覽なさい。恐らくは諸君自ら吾々の意見に賛成を爲さなければならぬと云ふことになる（拍手）此所に徹頭徹尾普通選舉には反対すると言ひ得る議員があり、其言責を重んずる議員があるならば、更めて其名前を承つて見たいの

であります（拍手）故に私は普通選舉は唯今日の日本目下の政黨社會の状況が不自然になつて居るが爲に通過し得ないものである。一年二年延期されるかも知れないと云ふのは、我が立憲政治の運用宜しきを得ず、政黨の結束其途に背く結果なりと断せざるを得ませぬ（拍手「ノー／＼」「ヒヤ／＼」）

（三）國會開設の大目的

更に轉じて國會開設の 今や此席を見渡した所國會開設の際に身命を賭して働いた人は殘る所幾もないやうに見ゆる。吾々不敏ながら諸先輩の後に隨ひ、一身を賭して國會開設の爲に働いたのであります。吾々が國會の開設を求めたのは、唯善き政治を得幸福なる生活を得たい、麺麯を得たいと云ふが如き考へて、國會開設の爲に働いたのであります（拍手「何の爲に働いた」と呼ぶ者あり）疑ふ人あらば河野廣中氏に問へ、島田三郎君に質せ、孰れとして唯善き政治、裕かる生活を得たいと云

ふが如き——爲に吾々の先輩自由黨の中には殊に其爲に身命を抛つて今は墓中に眠られて居る人が澤山あるが（拍手）其等の人は何の爲に生命を捨てたかと云ふことを御同様に少しば考へて見なければならぬ。

（イ）單に善政を得んが爲のみに非ず

若し善政と云ふならば、明治十年前後に於ては、上に銳意治を圖る所の先帝陛下尙ほ春秋に富ませられて、日夜人民の爲に勵かせ給ひ、之を援くるに三條、岩倉、木戸、大久保、其他の眞に國士と稱すべき賢宰相があつて働いて居つた。其當時としては政治の善惡を言つたならば、殘念ながら今日の内閣諸公等の爲す所よりか尙ほ善き政治はあつたのであります（拍手）又其心の用ゐ方——明治天皇陛下の御苦心の點、岩倉、木戸、大久保其他の人が國事に盡す狀態は殘念ながら吾々の朋友とも謂ふべき諸君の働きとは餘程趣を異にして居つたと言はなければならぬ。故に單に善き政治の下に住みたいと云ふだけが、吾々及先輩の目的であつたならば、必ずしも國會開設の爲に生命

を捨てる必要はなかつたのであります。

（ロ）人間としての生活要求

吾々は善き政治の下に住みたいと云ふより外に、人間として生活したい、生殺與奪の全權を他人に持たれて居つては吾々人間たる者の本分が立たぬと云ふことも亦國會開設を求むる所の一大主眼であつた（拍手）故に命ある者は命に關する法律制定には參與しなければならない、財産ある者は租稅徵課の法律には參與しなければならぬ。御同様が納めた所の租稅は其遣拂に至るまで、悉く人民に喙を容れるの權利——間接にか直接にか之に參與するの權利を與へなければならぬ、得なければならぬと云ふのが憲法發布の大眼目であつた。即ち憲法は其通りに出來て居るのであります。一文の金も法律に依らずんば取ることは相成らぬ、人の生命は無論、自由、權利は法律に依るに非ずんば一切之を制限することを許さぬ。憲法は殘る隈なく儼然として其事を規定してありますが、或は當時の國情已むを得なかつたのであるか、極て狹隘なる選舉法

を制定致した、其大切な——與へられたる権利を執行するが爲に議員の選舉を致す権利を得た選舉人なるものは、極めて少數であつたが爲に、憲法は立派に出来て居るけれども、選舉法の餘り制限せられて居る結果、我が帝國臣民は依然として少數政治の下に苦しみ、生殺與奪の全權を少數者の手に握られて、今日も尙ほ依然として斬捨御免の世の中に生活して居るのであります（拍手）

（ハ） 今日も尙ほ斬捨御免

今日吾々の生命を取り、吾々を監禁若くは懲役に處する所の法律は誰が作るか、僅に二千人内外を代表する所の貴族院、僅に三百萬の人民に選まれたる所の衆議院、それが決議して上御一人の御裁可を得れば、殘る五千何百萬人は、一言もそれに喙を容れずして生命も取らなければならぬ、租稅も取られなければならぬと云ふ境遇に立て居るのではないか（「今迄何故言はなかつた」と呼ぶ者あり）封建時代に於ては三百の諸侯、四十萬の士族の爲に斬捨御免の權を握られて居つたのであるが、今日は貴族富

豪と三百萬の選舉人の爲に、全國の人民は皆な斬捨御免の生活を營んで居るのであります（發言する者多し）

□議長（奥繁三郎君） 静肅に

□尾崎行雄君（續） 此原理が分らぬ以上は、立憲政體の根本は分りませぬ。立憲政體は己れの生命、己れの財産は己れの權利として之を運用せなければならぬと云ふ根柢の上に立つて居るのである。此事は十數年以前本員が尙ほ諸君の後へに附いて政友會に在る頃、一通り其顛末を書いて諸君の先輩に御目に懸けたことがある。諸君の先輩は好んで之を全國に頒布するの手數を取られたのであります。然るに其後時代の段々變化するに從ひ。今日は生命財産の權利の獲得と云ふ國會開設の大根本すら、それに對して嘲弄の辭を發する者があるに至つては、實に驚かざるを得ないのであります（拍手「神經衰弱なり」「下劣なる彌次を飛ばす勿れ」と呼ぶ者あり）

（ニ） 少數政治の弊害

而して現に三百萬に足らない選舉民、及びそれに選ばれたる議員が、我が國に於ける政權——人民の代表の基礎となつて居るが爲に、其現はれる所の弊害は、現に國家に痛く及んで居ります。例へば今の物價が下らなければ、日本の經濟状態は到底恢復することの出来ないことは、大多數の人は知つて居るけれども、米が下れば少數者の手が憂へ、製絲が下れば少數の製絲家が心配する。而して政權は中產以上の少數者の手にありまするが故に、絲が下らんとすれば之を喰止め、米が下らんとすれば之を釣上げ、而して生活費を昂騰せしめるが爲に、如何にしても我が經濟状態を回復せしめることが出來ない。此間に乘じて早く物價を下げた所の歐米諸國は、戰爭中に吾が商人が獲得したところの貿易市場を片端から取り戻しつゝあるのであるが、それを豫防することが出來ないではないか（拍手）絲の如きは、さなきだに茶が印度に取られたと同じ手續に依つて、支那に取らるべき經濟的運命を持つて居るのである。然るにも拘らず、尙ほ國の力を以て其價を釣上げて居りまする故に、支那の製絲家に向つて保護金

を帝國から與へて居ると同じ結果を生じて、其影響の及ぶ所段々我が製絲は支那に取られて仕舞ふて、茶の如く消滅する手續を上下舉つて致して居るのであります。少數なる代表者が權力を握れば、其の通りの事を致して、國家全體は非常なる禍を受けるのである。併し是は普選問題と直接の關係はない、唯今日の如き少數の基礎の上に國家を置く所の危險なる事態を一言御話致したに過ぎませぬ（「大和魂がありますよ」と呼ぶ者あり）大和魂がありましても、貿易市場を取られることを防ぐことは出來ない、金貨の段々出て行くことは、大和魂で防げぬではないか。

（四）義務と權利の並行

又もう一點切に御考慮を願ひたいのは、權利と義務とは均衡を保つべきものであります。縱令佛蘭西の將帥が兵隊を馴するが如く、危險率を均等にせしめると云ふまでの親切心がなくとも、苟も國家を治める衝に當つて居る者は、人民の權利と義務との均衡

を得せしむる位の心掛がなければならぬ。然るに人民の義務中、生命を以て國を衛るところの國防の義務は、明治六七年以來全國の壯丁に持たすことになつて居る、いざと言へば身命を國家に捧げると云ふ最も重大なる義務は持たして居るけれども、それと丁度並行すべく、盾の兩面の如き關係を持つて居るところの選舉權、即ち生命權財產權の一部分をば之に與へて居らぬ、即ち普通選舉權を尙ほ未だ實行せぬと云ふのは、義務を行ふの能力は明治六七年から發達して居るが權利を行ふの能力は爾後殆ど五十年を経たる今日も尙ほ發達して居らぬ、尙早いと云ふに至つては、人民を愚弄するも、亦甚しいと申さなければならぬ（拍手）世の中に段々權利思想が發達し、不安狀態の起ると云ふことも當り前であります。

（イ）兵役義務者には十九歳から

先日來屢々歐米の例を引證せられましたから、茲に唯一言英吉利の例を御話を致しますれば、英吉利も戰爭中は我日本其他に倣つて徵兵制度を行つた。徵兵は丁年以上

を取りましたけれども、暫くすると壯丁が不足を告げた。此に於て已むを得ず十九歳から取りました。十九歳から取ると同時に、兵役に就く者には直に選舉權を與へた。英吉利の選舉權は、先日來述べらるゝが如く二十一歳。男子二十一歳以上でなければ與へませぬけれども、兵役の義務を課したる者には十九歳から與へて居る。義務と權利とを併行せしむると云ふ公平無私的政治家は、何處に在つても斯の如くするのが、人間を遇するの道と本員は信じて居る。然るに我が國に於ては、義務の方は明治六七年から之を負はせて居りながら、權利の方は今尙ほ早しと云ふに至つては實に、不公平も亦極まれりと申さなければならぬ（拍手）

（五）目下の國情より見て

更に轉じて目下の國情より普通選舉問題を少しく論じて見ませう。善いとか悪いとかの議論の餘地はあるが、善くとも悪くとも世界の大勢は先般の大戰爭以來非常なる

變化を致し、久しう婦人參政權の問題に反対し來つたる所の歐米列國も、此戰爭の結果として、殆ど優等國は全部婦人に選舉權を與へました。是が世界的形勢の變化である。保守家は之を悪いと言ひ、進歩思想の者は之を美事と云ふ。私は善いとも悪いとも今日は論せぬ。善くとも悪くとも。世界の大勢は、矢張り大勢であつて、其大風は我が帝國にも東西南北から吹き付けると云ふことだけは認めなければなりません（拍手）悪くとも三百十日の風は防ぐことは出來ないが如く、善ければ尙ほ防ぐことは出來ない、此大勢に對し何處で調和を取るかと云ふのが、政治家の問題であります。國家治亂の岐る所は、實に間髪を容れない。一步を誤れば國家を亂り、一步其道を得れば國家は治る。其大勢の變化を認めずして、萬一爲政の途を誤つたならば、國家の前途は、未だ何處に歸著するか、殆ど分らぬのであります（拍手）

（イ）我國の男子と歐米の婦人

我が國は教育も行届き、立派なる文明國であり、力を以てすれば世界の五大強國に列

して居ると云ふが如き事は、常に御同様誇りとして居る所である。世界の優等國は皆な婦人にも參政權を與へて居る。我が國では男子の三分の一、四分の一にも與ふることが出來ないと云ふて、優等國の實何處に在るのであります。日本の男子は歐米の女子の眞似も政治上に於て出來ないと諸君は眞に心から信じて居らるゝのでありますか、女子のする位の事は、大和民族にも出來さうなものではないか。それが出來なければ一等國などゝ言つて威張つて居る譯にはいかぬではないか。英吉利の如き人口の少ない國でも——まだ幾多の制限を設けて女子を制限して居るにも拘らず、尙ほ六百萬の婦人選舉人がある。我が國は略ぼ六千萬に近い人口を有つて居りながら、たつた男子三百萬の選舉權の所有者より無い。英吉利の女の半分も、同じ資格を得る力を持つて居る男子が無いと云ふ自白を、誰が致すのでありますか、先達も「ゼネヴァ」の會議で人種平等論が起つた時に、其案は略ぼ可決せられたのであるが。日本は人民を平等に扱つて居るかと云ふ事實の調査をせられて、此選舉問題に觸れて、委員は愕然として色

を失したと云ふことを諸君も御承知でありませう(拍手)

(口) 國家優劣の標準

此間までは、國の優劣を、兵力の多少に依つて定めた世の中も暫くはあつたが、今や國の優劣の標準が變化して、選舉權所有者の多少、教育の行届いて居るや否やと云ふ事に依つて、國の優劣を定めんとする傾向が生じたと云ふ事位は、御承知あつて然るべきと思ひます(拍手)諸君は笑ふが果して本員と對談して、それを笑ふの勇氣があるならば、何時でも御對手を致さう。唯だ多數の中に居つて何も知らずに饒舌を弄し、亂暴な言葉を吐くことは誰にも出来ます。眞に理解ある人であるならば、如何なる場合に於ても事實と道理に依つて、本員と對談するだけの覺悟を持たなければならぬ。若しあると云ふ御方があれば、どなたでも御相手を致す。

(ハ) 思想的鎖國は不可能

斯の國家内外の形勢が變化したる結果として、我が國の状態は確に動搖を致して居

ります。思想も大に變らんと致して居る。善いと悪いとは論すること勿れ、善くても悪くとも、隨意に之を豫防することは出來ないのである。而して思想的鎖國を行ふことの出來ないのは、貿易的鎖國を今日行ふことの出來ないのと同じ事であります。然るに世の中には貿易上の鎖國は出來ないが、思想上の鎖國は出來ると考へて居るが如き政治家及議員が可なりあるやうに見りますが、それは絶対に出來ませぬ(拍手)まだ貿易ならば之を海關に防ぐことも出来るが、思想には之を防ぐべき關門が無い。故に、思想的鎖國は到底出來ない。それが出來ないとすれば今日全世界を風靡して居る所の大勢には、我が國情の許す限り、之に順應致して國家の安定を圖るの途を講せざるを得ない(拍手)

(ニ) 鎖國不可能の結果

而して其思想的鎖國の出來ない結果として、今日は色々の事が、起つて居ります。嘗て戰爭以前には餘り多くの例を見なかつた所の労働者——工業労働者の「ストライ

キ」、小作人の紛擾、婦人參政権論者の活動、種々雑多の事が、今日現に出現して居ります。是は確に世界の影響が我國に及んで居る證據である。其結果として今日の如き何でもない國家の中心問題——少しも危險性も何も帶びない普通選舉問題を議するに當つてすらも、彼の警察力彼の兵力を以て議院を衛るの必要を感じるまでに兎に角變態は、起つて居るのであります。而して權利の思想、自由の思想は、教育の進むと共に益々増加して、殆ど炎々として燃わ、沸騰點に達する状態になつて居る。其沸騰は今後愈々激しくはなるとも、決して其熱は冷めは致しませぬ（拍手）

（六）安全瓣の必要と閉鎖

此時に方つて國家の治安を維持するの途は、唯だ如何に——何所に安全瓣を開くかと云ふ唯々一事あるのみであります。安全瓣を開けば、沸騰する所の國民の熱情は其安全瓣を経て安全に漏れる。が、安全瓣を閉鎖すれば、結局爆發するより外、致方はな

いことになる（拍手）私は普通選舉を萬能膏とは考へませぬが、少くとも安全瓣の一つであると云ふ事を信じて居る（拍手）而して外の安全瓣は殆ど全部塞がれて居ります。凡そ文明國に於て安全瓣と認められて居るのは、結社の自由であり、言論の自由であり、選舉權の普及である。然るに我が國に於ては集會結社法——治安警察法を以て、労働者の自由權利を束縛し、新聞紙法を以て言論の自由を束縛し、選舉權を非常に制限して權利も與へず、婦人も人間扱ひに致さず、有ゆる安全瓣は皆な閉鎖致されて居る。其場合に於て炎々として燃ゆる所の熱度は加ふることあつて、減する所は少しも無い。其上に尙ほ過激運動取締法などゝ申す不思議なものを持出して、更に安全瓣を閉鎖し少しの息の漏れ口もない程に塞がうと云ふのでありますから、暴動内亂を上下舉つて挑發すべき方針を執つて居ると言ても、差支ない程の状況である。此場合に於ては一日も早く安全瓣を開き、湯氣の蓄積するは已むを得ぬが、爆發せざるやうに之を言論に漏し、集會に漏し、選舉權の運用に漏して、爆發を豫防するより外に如何なる大政

治家ありと雖も、今後長く治安を維持するの途は無いのであります(拍手)

(イ) 機先を制する必要

此場合に於て政治家及立法に參與する所の御同様の最も努むべき事は、機先を制する云ふ一事に在る、もう爆發するやうになつてから、驚いて手段方法を運らさんと欲しても既に晩い。一步先手を打つて著々機先を制しますれば、大抵の形勢の變化は、之を順當に導くことが出来るのである。それに付て想ひ起すのは、私も能く承知致して居つた所の、彼の安田翁である。今を去ること十年ほど前に或人が是だけ積んだ富を早く公共の爲に幾許か御使になることが、子孫の爲であり、一家の爲であると云ふことを忠告した場合に、安田翁は自分も其氣は有る。併しながら自分はまだ七十代である。男子の働き盛りは八十——八十以後が男子の花であるから、何れ八十でも越ぬたらば、大にやると答へた。而して八十に近くなるか越ぬ掛つたものでありますから、其人が更に前約を履んでもうおやりなさいと言つたらば、まだ早いと言つて居つた。

而して如何。まだ早いと言つて後手に廻つたが爲に、敢なく一命を失つた(「無禮なことを言ふな」何が無禮だと呼び其他發言する者多し)

□議長(奥繁三郎君) 静に……

□尾崎行雄君(續) 而して刺された後、安田家は數百萬金を、公共の爲に使ひました。幾ら使つても殺された生命は歸らずして翁の爲には何の役にも立たぬ。政治の要諦も是である。先手を打てば安田は殺されなかつたであらう。死後に散じた所の金を僅か二年三年前に使つたならば、今日は立派に生きて居られたであります。不幸にして後手に廻つて、尙早しと云ふ議論の爲に先手を制することが出来なかつたのであります(拍手)普通選舉に對して尙早しと云ふの道も、矢張り後手に廻るの道であつて、恐らくは爆發後に在つて、諸君は始めて周章狼狽するのでありませうが、嗚呼既に晩し、何の役にも立ちませぬ。是等の事は是非とも國家の爲め——私は諸君の黨派の爲に考へよとは言ひませぬ、——國家の爲に御考へを願ひたい。時あつては黨派をば無論國家の犠

牲に供するだけの御覺悟のあることを私も信ずる。今日は即ち黨派を見すして、國家を見なければならぬ、危險千萬なる時機であります（拍手）

（口）内憂外患も到るべき形勢

此危險なる噴火山頭に坐して百年の安を貪るが如き、眼先の見ぬない事を致して居りますと、國家は如何なる状態に陥るか、一度幕末の歴史を繙けば、目今只今の形勢が如何に能く似寄つて居るかと云ふことが分る（拍手）幕末の政治家其の宜しきを得なかつた爲に、萬事後手に廻つて、内治外交悉く困難に陥り、帝國は遂に死地に陥つて、始めて王政維新の幕が開けたのであります。今日の日本も殘念ながら内に在つては經濟上の困難愈々甚しくなり、外に向つては外國との關係、益々困難に赴き、内憂外患交々到るべき形勢は、有ゆる點に於て既に、備つて居ります（拍手）此時に方つてせめては國內の爆發だけでも、早く豫防して行かなれば、外に對する所の衝突に對して、如何にして國家を泰山の安に置くことが出來ますか。禍を内外に受けければ、如何なる

大政治家有りと雖も如何ともすることが出來ない。今日の形勢は實に岌々乎として累卵の危き状態に陥つて居るのであります。

（ハ）各政黨の違憲行為

此國情を安全に處理する途としては、先以て立憲政治の本旨に反く所の、黨派的結束を緩められんことを希望致します。今日の如き遣方は全く憲政の本義に反いて居るのみならず、我が帝國憲法の正面より見ても大なる缺點があります。議場に於ける言論及表決に對しては完全な自由を與へ、院外に於て其責任を負はせぬと云ふのが我が憲法の明文であるにも拘らず、若し憲政會員、政友會員、何れでも宜いが、此普選問題に付き、黨議に反いて投票を入れて御覽なさい。恐らくは院外に於て其議員に其黨派は除名と云ふ制裁を與へるであります。院外に於て絶対に責を負はせぬと云ふ此憲法を假令正面から蹂躪せずとも、其精神に於ては今日の政黨は之を蹂躪致して居るのであります。

(ニ) 世界戦争後の新憲法

斯の如きは何れの國に於ても最も憂ふる事である——大戰以後に制定せられたる、列國の憲法を一讀せられんことを望む。獨逸聯邦の憲法、普魯西の憲法、奥地利の憲法、波蘭の憲法、「チエツク、スロー、ヴァキヤ」の憲法等を御覽になつても、戰後新に出來た憲法には、一として、議員は良心の判断に依つて、總ての言行をせなければならぬ、黨派にも、選舉人にも何人にも拘束せらるべきものではないと云ふことを、憲法に明記して居るのであります（拍手）我が帝國憲法も稍々それと同じ事が明記してあるにも拘らず、現在の政黨員は政黨の本質を解せざるが爲に、憲法の大精神を無視して、殆ど軍隊的結束を政黨に及ぼして居る。是が即ち普通選舉法案が此議場を通過するに苦しむ所以である、自由にせよ、良心の働きを完うせしめよ。本員は斷言する、本夕此場に於て普通選舉法案は通過するのであります。是は實に憲法及國家の大問題であります故に、諸君はどうぞ人を以て其言を廢せず、諸君の嫌ひな私の口から出

たと云ふが爲に、此内外に亘つて磨滅すべからざる所の立憲政體の大精神、大骨髓を輕視するが如き事なく、虛心平氣に御考慮の上、此問題に付て贊否の投票を決められんことを希望致します（拍手）（終）

第六篇 憲政の破滅（大正十一年三月起草）

第四十五議會の最終日に於いて、衆議院議長奥繁三郎氏は政友會議員等と共に謀の上我が立憲政體を根柢より破滅せしむべき亂暴狼藉極まる振舞をしたやうだ。今先づ予が親くその席にあつて見聞した所を略記し、然る後これを官報の速記録と對照し、以て當夜の事態を審かにして見よう。

（一）最終日夜半の光景

三月廿五日の夜十時過ぎとたばゆ、市町村教育費國庫負擔增加建議案の議事に際し、高田耘平君の修正動議説明演説中、何ゆゑかわからなかつたが、政友會の議員諸氏が俄かに騒ぎ出し、かねて溫厚沈着なる中西六三郎君などまでがヤツキとなつて怒號してゐた。こゝに於いて議長は休憩を命じた。議場騒然として議事を繼續する能はざる

がためであつたらうと思ふ。休憩後は、無論衆議院規則第百五條

延會又は議事中止のとき發言を終らざる議員は更に討論を始むるときに於ては前の發言を繼續することを得

といふ明文通り、高田君の發言を繼續すべき筈で、即ち高田君は演壇に立ち演説をしてをつた。然るに議長は高田君の演説中に、岩崎勳君に發言を許可したものと見ぬ、岩崎君は議席に起立し、紙片を手にして、何か読み上げてゐるやうであつた。しかし速記録にも明記してある通り『議場騒然聽取する能はざる』状態で、何をいつたのか他派の議員にして最も議長に近き所にをつたものにも聞き取れなかつた。然るに議長は何人も聞き取ることの出來ない動議に對して採決する目的であつたかドウカ分からなかつたが、起立して何かいつたやうに見えた。ソレを合圖に政友會の議員は大抵起立した。この時議場は益々騒擾に赴き、議長はいつの間にか見にくくなつた。多分休憩を命じたのであらうとは想像されたが、何が何やらサツパリ分からなかつた程の紛

亂状態で、各所にナグリ合ひが初より十分足らずもつゞいたかと思はれた。

(二) 官報速記録の記事

然るに翌日付の官報號外の速記録によれば、右の大紛擾中に、議長は

(一)高田耘平君の演説中に岩崎勳君の發言を許可し

(二)岩崎君の動議によつて高田君の演説を中止し

(三)議事日程變更の決議を爲し

(四)右の決議に對して政府の同意を得

(五)各々性質を異にする所の建議案約八十件を委員長の報告通りに或は可決し或は否決し

(六)更に各種の請願約二百九十餘件を悉く委員長の報告通りに決定した

と書いてある。この速記録は、大いに事實に相違する所の偽造文書だとの評判もある。

若しソウならば、議長と事務局と共謀して官文書偽造罪を犯した譯になるだらう。

(三) 官文書偽造以上の大問題

然し予は官報に記載してあるだけの事實を見て、官文書偽造以上の大問題と考へてゐる。偽造問題はしばらく後まはしなし、假に官報掲載の速記録を以て正確のものと認定しても、議長はたしかに自黨議員等と共に謀して、立憲政體を、その根柢より破壊すべき暴行をなしたものである。彼れ等こそ正しき意味にわける朝憲紊亂國憲破壊の事實を敢行したものである。

第一に、議員の發言は、懲罰事犯、その他特別の事由あるにあらざれば、議長と雖もこれを中止することは出來ない。然るに何等の理由をも示さずして、その演説を中止した。

第二に、ゆゑなく討論中の議事を中止し、他の日程を議題に上せることは、法規違

反である。よし一步を譲つて一議案の討論中に、これを中止して、日程を変更するこ
とが出来るとしても、日程變更は、その理由を明白にして、議會の決議を経なければ
ならぬ。

第三に、決議を経た後と雖も、政府案が、その前の日程に上つてゐる以上は、政府
の同意を得なければならぬ。

第四に、同意を得ても、各種異質の建議案數十件を一度に採決することは出来ない。
全く同性質の建議案ならば、一度に採決することも便宜法としては、ゆるしてよいが
性質全く相異なる所の七八十件の建議案については、議員たのくべ々に賛否を決す
べきものであるから、これを一時に採決することは、如何なる場合ににおいても、なし
得べからざる事柄である。

然るに議長は休憩中に右の手續を政友會議員だけと示し合せたものと見ら、（一）發
言中止、（二）日程變更、（三）政府の同意、（四）建議及び請願合せて三百七八十件を一

度に決定するといふ不法違憲の手續を協定したらしい。即ち参考として官報速記録に
かゝげてある岩崎君の動議には、それ等の要點が記載してある。然し政府の同意を得
る前には、日程變更の決議がなければならぬ。決議以前にあらかじめ政府の同意を求
むべきものでもなく、また政府は同意を與ふべきものでもない。ゆゑに右のやり方は
初めから終りまで徹頭徹尾ことぐく不法違憲のやり方であつて、かくの如き亂暴狼
藉なる言動が認許せらるゝやうになれば、立憲政體は根本より破壊せられてしまふの
だ。多數黨は如何なる議案でも右の方法によつて通過せしむる事が出来る。議事討論
といふものは全然なくなり、従つて議會は、名だけあつてもその實が消滅する。議會
が消滅すれば、立憲政體ひとり存する事は出來ない。これ朝憲紊亂にあらずして何ぞ、
國憲破壊にあらずして何ぞ。

然るに世間では、かくの如き重大事件、平和的革命ともクーデターとも稱すべき暴
行に向つて、何等の異議をもさしまさます、平氣で見てゐるものが多いやうだ。わが

國人の國事に冷淡にして、かつ無理解なるには、實以て驚かざるを得ない。

(四) 二罪俱發の場合か

憲政會では、この頃末に對し『議長及び事務局が共謀して、速記録を偽造した』といふ問題を起してゐるやうだ。如何にも本員がその席にあつて實際見聞した所と速記録に掲載してある所とは、餘程の相違があるから、多分偽造したのであらうと思はれる。しかしながら偽造の有無にかゝはらず、事柄それ自身が、既に非常なる大事件であつて、立憲政治を破滅せしむべき性質を持つてゐる。事柄自身と偽造とを較ぶれば、事柄そのものは殺人犯の如く、偽造は殺人罪を犯した後、更にその懷中をさぐつて金を盗んだようなものだ。金を盗むのも無論よくないが、人を殺すのはなほ悪い、右の如く憲法破壊、立憲政體中止にも當るべき暴行をなした上、更に速記録を偽造したといふ事實があるならば、これは二罪俱發である。ゆゑに偽造も素より咎めなけれ

ばならぬが、暴行それ自身は更に重大な犯罪である。

(五) 政友會員以外は何人も聽取諒解する能はざる宣告及採決

現に岩崎君の動議提出の時、速記録には『議場騒然聽取する能はず』と書いてある。速記者すら聞き取ることの出來なかつた動議を、議長は如何にして聞き取ることが出来たか、また議長の合圖によつて起立した政友會議員二百餘名は、速記者すら聞き取り得なかつた動議を、どうして聞き取り得たか、また議長が決を採つたか否かは予の如く最も議長に近き議席を占て居たものにすら分らなかつた、たゞ議長が議長席に起立したことだけが見わたに過ぎなかつた。今想像するに『一時間ほどの休憩中に、政友會の議員と議長とは、岩崎君が起立したらば、議事中止、日程變更、政府の同意獲得、及び建議と請願合せて三百有餘件の可決動議を起したものと知れ。議長が議長席に起

立したならば、その聲の聞になると否とを問はず、岩崎君の動議について採決の宣告を下したものと心得よ』といふが如く、昔の夜うち、朝駆けの際に、使用した合言葉の如き申し合せをなし、政友會以外の議員には、何人にも少しも分からぬ間に、この憲法々律衆議院規則等を無視したる行動をなすべく示し合せをしたものゝやうだ。

(六) 議長自ら議長たる資格を抛擲す

果して然らばこの暴行に參加した議長は、自ら衆議院議長たるの資格を抛擲し、單に政友會の議長として、政友會員だけに徹底すべき宣言及び採決をなしたものと見なければならぬ。ゆゑにこの舉動をなしたその時より、議長は既にその資格を失却したものと見なければならぬ。いやしくも衆議院の議長である以上は、如何なる場合にいたても衆議院議員全體に徹底するやうに議事の進行をはからなければならぬ。然るに政友會代議士の外には、何人も聽き取ることも、諒解することも出来ない宣言採決議

をなしたといふに至つては、全く議長の資格を自ら抛擲したものである。かくの如きやり方を認許するならば、立憲政治の根本である所の議事は全く破壊せらるゝのである。如何なる議案と雖も多數黨が内密に申し合せて、他の議員には一切わからぬ間にたいて採決するならば、容易にこれを通過せしむることが出来る。既に約八十の建議案、約三百に近き請願を一時に採決するといふ亂暴狼藉のことすら致してゐるではないか。凡そ性質の異つた數十議案を一括して一時に採決するのは、それ自身が既に憲法の破壊、議事の破壊、立憲政治の破滅である。さういふ決の採り方をされては、良心ある議員は一人もその職務を行ふことが出來ない譯になる。性質の異なつた議案につて、同一の賛否を表するが如きは、全く議員の職責違反の舉動である。然るに後より官報速記録を見れば、議長はこの暴行と非違を議員に強制し、しかもこれを合法の事として取扱つてゐる。抑も立憲政治は吾人の生命財産に對する唯一の保障であるのに、斯くの如き最も亂暴狼藉なる方法を以て、見すゝ立憲政體を破壊すべき舉動を

されてをりながら、議員も人民も平然としてこれを看過するに至つては、我が國民の大多數は、全く政治の何物たるを理解せず、又たのれの生命財産の貴重なることすらも理解せないものといはなければならぬ。

(七) 國家の優劣と憲政の成否

單に武力の強弱を以て、國家の優劣を判別する標準となした時代もあつたが、斯かる野蠻時代は既に経過し去つて、今や文化の高下を以て國家優劣の標準をなす時代が來た。この時代に於いては立憲政治を適當に行ひ得るか否やといふ事は、國家の優劣を判定する一大材料である。然るに我が國に於いては政黨も動もすれば私黨となり、議會も適當に議事を進行することが出來ず、謔謗罵詈惡事醜行至らざる所なく、甚だしきに至つては、屢々腕力暴行等に訴へるやうになり、議會は年々歲々墮落して、遂に全く世間の信用を失墜するに至つた。即ち選舉の腐敗、議會の醜態、政黨の悪弊、

いづれの點より見るも『我が國人は未だ適當に立憲政治を運用する能力がない』といふ事實を著々證明してゐる。即ち形の上に於いては、世界の五大國の間に列してをりながら、事實に於いては立憲政治すらも運用することの出來ない低能人民を以て組織せられてゐることを證明してゐる。即ち一等國といふ現在の位置を、この末永く維持することは、なかなか困難であらう。これを維持するためには、上下共に大いに覺醒奮發して、既往の過ちをあらため、將來に向つて大いに向上進歩する所がなければならぬ。立憲政治すら適當に運用することの出來ない人民でありながら、どうして一等國の名譽を永く維持することが出來やうか。

(八) 過激法案の阻止

本期第四十五議會中には、隨分重大事件も起つたが、最終日の最終決議の採り方はど重大なものはなかつた。これに次いで重大な事件は、政府提出の過激法案の阻止で

あつたらう。政府の目的は過激思想の取締りをなすにあつたらうが、その法案の文面及精神が、安政の疑獄を惹起した徳川時代の暴政にも比すべき亂暴狼藉のものであつた。政府が取締らんとする思想の過激なるよりか、これを取締る手段方法の方が一層過激であることは疑ひないから、これを單に過激法案と稱することが最も適當である。この過激法案は院外にたける輿論の反対と、院内に於ける少數黨の反対とによつて遂に議題にすら上らずして消滅したが、かくの如き重大問題が議會を通過しなかつた事は、我が憲法史上的一大事件である。この法案の手本ともいふべき社會黨鎮壓條例が通過しなかつたならば、ビスマールクは無論辭職したに相違ない。斯くの如き重大法案が通過しなかつたといふことは、歐洲列國にたいては常に必ず内閣總辭職の原因となる。我が國にたいて總辭職の原因とならないのは、政治的良心が缺乏してゐるために過ぎない、即ち政治的無智、不徳の致す所であつて、その他には何等の原因も道理もない。

既に貴族院を通過した後、衆議院にたいては二百八十名の厭倒的大多數を持つてをりながら、政友會内閣はなせこの法案を通過することが出來なかつたかといふに、烏合の在野黨各派が、院外の學者識者新聞記者と相呼應して、手強くこれに反対したに過ぎない。たゞ反対しただけならば、議院内にたいては反対黨は極はめて少數であるから、他の議案が樂々と通過するが如く、この法案もまた通過したに相違なかつたのだが、院内の反対者は、特別の作戦計畫を以て、その通過を阻止する方略を取つた。即ち議事を引延し、たゞひ會期を延長するも、なほこの法案を通過することの出來ないやうな議院戰略を施したのだ。この戰略は淡泊にいへば妨碍の二字に過ぎない。

(九) 議事妨碍は一種の議院戰略

議事の進行を妨碍するのは、無論よいことではない。然しながら元來道理によつて運用せなければならぬ筈の立憲政治を、ある黨派が多數を持んで力によつてこれを

運用する場合には、即ち多數黨の横暴に對しては、少數黨は妨礙を以てこれに當るより外に適當な方法がない。元來多數黨が横暴をするのが、非理不法の非立憲的舉動である。多數黨が非立憲的舉動をなすに當つては、少數黨もまた遺憾ながら非立憲的舉動、即ち議事妨礙を以てこれに對抗するのは、所謂る正當防衛の中に算ふべきやり方である。

元來立憲政治は如何なる場合にたいても、道理を離れては運用の出來ない筈のものである。ある國の住民の多數が、暴力によつて支配せらるゝ間は、封建政治、寡頭政治等が行はれ、立憲政治を確立することは出來ない。その國の文化が、暴力よりか道理を重んずるやうになつて初めて立政憲治が開けるのである。

また人間は全く利害得失の觀念を捨てることは出來ないが、同時に全然正邪曲直の觀念を離ることも出來ない。一國の文化の程度が多くの場合にたいて、利害得失の觀念によつて支配せらるゝよりか、寧ろ正邪曲直の觀念に重きを置くやうになれば、そ

こで武力を基礎とする所の封建政治や寡頭政治などが倒れて、道理を基礎とする立憲政治が起るのである。ゆゑに立憲政治を維持せんとすれば、どうしてもその住民は利害よりも比較的正邪曲直に重きを置き、暴力よりも道理の方に比較的重きを置き、十中六七までは道理によつて支配せらるゝやうにならなければならぬ。

(十) 弱者 の 武器

然るに我が國にたいては、世は既に立憲政治となつてゐるにもかゝはらず、世間多數の人民は、「世の中は道理では渡れぬ。力がなければ何事も出來ない」といふが如き非立憲的、即ち封建時代の思想感情をいたしてゐる。こゝにたいて議員の選舉に當つては、手段の善惡を問はず、多數さへ得ればよろしいと考へる。既に多數を得た後は動もすれば多數を恃んで非理不法の言行をなし、しかもこれを當然の次第と考へてゐる。これがそもそも根本の誤りであつて、立憲政體を破壊すべき思想の根柢はこゝに

伏在してゐるのである。このあやまつた思想を改善向上せしめざる限りは、我が立憲政治は今日の如く年々歳々墮落し、遂に破滅に至るの外はない。政友會が壓倒的多數を得て以來、多數の力によつて道理に離れた横暴な言動をなすことは、恐らくはその黨員といへども、これを認識するであらう。憲政會その他の黨派が大多數を得た時は同じ様に多數を持んで横暴な言行をなすであらう。

然るに立憲政治は元來正邪曲直の觀念を基礎とし、道理によつてこれを運用すべきものであるから、決して道理にそむいた横暴をなしてはならない。それをなせば立憲政治を墮落せしめ、破滅せしむるに至るのだ。而してその横暴に對する對抗策としては、少數黨も矢張り道理にそむいて、自己防衛の策を施すの必要が起る。こゝに對して多數黨の横暴に對しては、少數黨の妨礙といふ働きが生ずるのである。少數者の妨礙は無論よろしくないが、多數者の横暴は更に悪い。

牛に角があれば蜂には針がある。如何なる弱者といへども強者の横暴に對しては、

己れを護るだけの武器を持つてゐる。朝日某の短刀、中岡某の匕首は、貧者弱者の武器であるが、惜しいかなその使用法が悪かつた。故に如何なる多數黨といへども立憲政治の世にあつては、道理に離れ、力を以てその目的を達することは斷じて出來ない。また之をゆるさないのが、立憲政治の本體である。

多數黨（強者）が力を恃んで横暴を働けば、少數黨（弱者）もまたソレ相應に力を用ひ蜂が牛の目を刺すが如き方法を以て少數黨の威力を發揮せざるを得ざるに至るのだ。即ち議事を妨礙し、その進行を遅延し阻止し、以て多數黨の横暴を牽制破壊するより外はない。巧にこの妨礙策を運用すれば、如何なる多數黨といへども、最終日に行つた如き、全く憲法を破壊し、立憲政體を破滅せしむべき方法をとるにあらずんば、その目的を達することが出來なくなる。而して多數黨が斯くの如き亂暴狼藉なる振舞をなせば、如何に政治に冷淡なる人民といへども、こゝに初めて目を醒して、その不都合を詰責し、民心次第に横暴な多數黨を離るゝやうになるに相違ない。即ち少數黨の

妨礙は、ある場合に於いては病を治療する働きをなす所の毒藥の如きものとなる。凡そ藥と名の付くものは、大抵毒素を含んでゐるが、これをヨリ多く有害なる疾病的時に用ひれば、毒もまた藥となる事がある。ソレと同じく少數黨の妨礙は、多數黨の横暴を矯正し、如何に多數でも道理にそむいては議事を進行せしむる事が出來ないといふ覺醒を與へる爲には、時あつて對症の良藥となる。

(十一) 毒藥は濫用すべからず

然れども少數黨が若し今回の成功になれて、議事妨礙といふ萬已むを得ざる場合に用ふべき武器を濫用する時は、立憲政治は多數黨の横暴に似たり寄つたりの弊害を被り、墮落破滅の結果に陥るのである。その害毒は多數黨が力を恃んで、亂暴狼藉な振舞をなし、道理にそむいて暴行を恣まゝにすると略ば同様だ。いづれも立憲政治を破壊すべき道となるから、少數黨は常に謹慎して、『議事妨礙』といふ武器を用ひないやひを容れない。

(十二) 過激法案に對する貴族院の修正

過激法案に對し、貴族院は二回修正した。いづれも政府の註文と思はれるが、修正する度毎に益々原案を改悪したた手際に至つては、ひたすら驚嘆するの外はない。殊に最後の修正、即ち資金を外國から仰ぎ、若しくは外國人と通謀して或舉動をなしたものに限つて、これを罰するといふに至つては、純然たる排外的舊思想に基いた修正である。若し或言行が犯罪となるべき筋のものであるならば、これを廣め若しくは行ふために用ひる所の資金は、内國人が供給しても、外國人が供給しても、同じやうに

處罰すべき筈であるのに、貴族院の修正によれば、内國人より資金を供給した場合はこれを罰せず、單り外國人が供給した場合に限つてこれを罰する事になる。罪の有無は之を問はず、只資金供給者が外人たると内國人たるとによつてその罰否を定めるといふのだから、純然たる排外的思想、攘夷的感情を基礎とする所の修正である。若し『人殺し』が罪惡であるならば、これがために用ひた武器は、舶來のピストルであらうとも、日本製の刀剣であらうとも、同じく罪惡としなければならぬ。然るに貴族院の修正によれば、『人殺し』そのものをば罪せず、たゞ舶來の武器を以て殺した場合に限つてこれを罪し、日本刀で殺した場合にはその罪を問はないといふのである。大正の今日に於いて、貴族院や政府に斯くまで排外思想があらうとは、予は夢にも知らなかつた。

凡そ我が國の外交關係を險惡ならしむるものは、斯くの如き排外的思想攘夷的感情が、常にその根本となるのである。眞に列國との協調を保ち、國際關係を良好ならし

めんと欲するものは、先以て排外思想を緩和せねばならぬ。

(十三) 滑稽頻發

然し政治知識の幼稚な事實は、ひどり過激法案の修正に際して暴露せられたばかりではない。他の點に於いても失笑を禁じ得ない事柄が續々起つた。例へば陸軍縮小に對する政友會の建議の如きは、その一つである。政友會の總裁は現在内閣の主班たる高橋君だ。その高橋君が率ゐてゐる政友會が、政府に向つて陸軍縮小の建議をなすのは、取も直さず總理大臣が、陸軍大臣に向つて建議をなすと同じことである。世界何づれの所に、自ら内閣を組織してゐる所の政黨の總裁が、その閣僚の一人たる陸軍大臣に向つて、建議をするといふ珍妙不可思議な舉動をなすものがあらうか。滑稽劇の天才と雖も、容易にコンナ奇想天外の創作は出來なからう。而もその建議者たる總理大臣が、陸軍大臣より『建議の趣採用相成難し』といはんばかりの豫告を受けて恬然

たるに至つては、實に滑稽の妙を極はめてゐる。また今日いやしくも陸軍を縮小し、経費を節減せんとする以上は、我が陸軍の相手となるべき支那及びロシヤが、その陸軍的威力を失墜したといふ事實が、その意見の基礎とならなければならぬ。然るに政友會は申すに及ばず、國民黨、憲政會等の陸軍縮小意見も、この最も大切な根本には觸れずして、ロシヤ帝國が世界第一の大陸軍を擁して居つた時代に設計せられた、現在の戰時兵員をば依然そのまま維持せんといふに至つては、その根本の變化を見ずして、徒にその枝葉を改めんとするものである。その失笑にあたひすべき分量は、昨年まで海軍縮小に反対しながら、僅か一年後の今日に至れば全然これに同意するのと同じ程度である。要するに我が政治社會の幼稚にして政治知識の貧弱なることの證明に過ぎない。

併しこれは政府及び政黨者流のみのことではない。詮じ來たれだ一般人民の不自覺から起るのである。一般人民が幼稚なるために、斯くの如き政黨を應援し、斯くの如き議員を選出し、斯くの如き政府を奉戴してゐるのである。その知識が進めば、斯くの如き滑稽的人物をば奉戴し選出しないやうになる。

(十四) 時かずして刈らんと欲するもの

今期議會には教育費國庫補助の請願書が隨分澤山出た。營業稅廢止の希望も出た。中には地租廢止を論ずるものもあつた。これ等の事を實行するためには、資金を要すること勿論だ。その資金は新たに租稅を増加するか、現在の經費を節減するか、この二途の外には出ようがないことは、如何なる愚人と雖も皆知つてゐる筈だ。然るに今日のやうな不景氣の場合、新たに租稅を増加することは容易な業でないから、經費節減の外に資金のつくり方はない。而して營業稅を廢止するには、約六七千萬圓の金が必要。義務教育費を有効な程度まで補助しようとすれば、少くとも一億圓の金を要する。この一口だけでも既に一億六七千萬圓となる。斯くの如き大金は大いに陸海軍費

を節減するより外には、経費節減によつて生み出すことは出来ない。現に租税の全額を使つてゐる所の陸海軍費にたいてこれを求むる外に致し方はない。然るに世間の囂々として教育費の國庫補助増加を求め、營業税廢止を求むるものは、たゞ政府の收入を減少し、支出を増加することを求めるばかりで、これに充當すべき資金のつくり方、即ち軍備縮小には賛成しない。資金なくして補助額を増し、若しくは収入を減らすことは、如何なる手品師と雖も爲し得ない。況んや現實を主とする所の政治家ににおいてをや。

若し右等の補助若しくは廢止を希望請願するものが、外國人か或は内國人でも奴隸か居候であるならば、別段可笑くもないが、憲法によつて上御一人と共にこの國家を背負つて立つべき我が人民中に、斯くの如き請願若しくは主張をなすものあるに至つては實に驚かざるを得ない。いやしくも國家組織の一分子たる人民たる以上は、一方に於いて金を使はんとすれば、一方に於いてその金を作らなければならぬ。使ふこと

を考へる場合には、まづ作る方法を定めなければならぬ。その作り方は軍備縮小より外にないのに、それには賛成せずして、たゞ金を使ふことのみ希望請願する我が國人は立憲政治のもとに生活して居りながら、尙ほ依然として斬捨御免時代の奴隸魂魄、居候根性を維持してゐるやうに思はれる。

(十五) 我同胞が國事に冷淡な例證

政治知識の幼稚なることは、この外にも今期議會に於いて證明せられた。即ち人民全體に關係する所の普選問題に付ては可なり火の手があがつたやうだが、同じくこれを主張するものゝ中にも、直にこれを以て政權爭奪の具に供せんとするが如き言行をなすものが見わた。普選は黨派を超越した問題である。然るにこれを以て政權爭奪の具に供せんとするが如きは、普選を主張しながら、却つてこれを賊するものである。殊に暴行を煽動するが如き言行をなすに至つては、純然たる普選の賊といはなければ

ならぬ。然るに左様なものも多少はあつたやうだ。又我が國民が歐米人にくらべて如何に國事に冷淡であるかは、事實を擧げれば直に分かる。

今を去ること八十年程前、英國人民が選舉權の擴張を主張した時には、その請願書に調印したもののが七八十萬人あつた。然るに我が國では各黨各派が普選の請願を餘程獎勵したにも拘はらず、これに調印連署したものは、四萬人にも足らなかつた。四萬と八十萬、これが即ち政治的冷熱の寒暖計である。

又海軍制限問題は、普選問題にくらぶれば、直接の利害關係を有するものが少ない。又その問題の性質も普選問題よりか理解しがたい。然るに昨年十一月米國々務卿ヒューズ氏が、あの海軍制限案をワシントン會議に提出した時には、その案を讀んで大いに之を可とし、是非原案通りに實行してもらひたいといふ意見を、書面に認めて國務省に送つたものが一ヶ月あまりの間に千三百七十九萬人あつた。その後イギリスの全權は、潜航艦に對して米國提議の缺點を見出だし、確實なる論理と事實とによつてそ

の全廢論を主張した。米國人はこれを讀んで、外國全權の提案ではあるが、自國政府の原案より優良なりと認めた。こゝに對して潜航艦問題に對しては、英國の主張を實行することに盡力してくれといふ意味の手紙を認めて國務省に送つたものが、一週間許りの中に三十九萬五千人に及んだ。無論アメリカの人口は我が日本の二倍程あるが、それにしてもこれを普選問題の如き、わかり易き事柄につき、その主張者があれまで請願を促したにも拘はらず、四萬通も出さなかつた所の我が國人にくらぶれば、如何に彼等が國事に熱心であるかがわかる。

(十六) 誤れる憲政の常道論

我が國民の政治知識の幼稚なることは、かの世間に唱道せらるゝ「憲政の常道論」にわいても亦これを見ることが出来る。在朝黨が辭職する時は、内閣を在野黨に譲るのが憲政の常道であるかの如く世間一般に論じてゐるやうだが、ソレは在朝黨が少數に

なつて敗れ、在野黨が多數を得て勝つた場合に限る事だ。在野黨が現在に於いて少數なるのみならず、議會解散の後にもなほ多數を得べき見込みが確立せない現在の如き場合に於いて、これを在野黨に譲るのは決して憲政の常道ではない。

立憲政治は徹頭徹尾多數政治であらねばならぬ。故に内閣を組織するものは、現在に於いてか或は近き将来に於いてか、必ず多數人民の信望を負ひ衆議院に多數を占めるものでなければならぬ。然るに我が國の現状を見るに、政友會は壓倒的大多數を有してをり、憲政會は、僅に百名内外の議員を有するに過ぎない。假りに政友會以外のものが全部憲政會と同行するものと見ても、その數は百七八十人を出でない。四百六十餘人の衆議院に於いて、僅か百七八十人の議員を持つて、たゞひ内閣を組織したところで、その意見を行ふ事の出來ないのは明白である。故に今日若し憲政會を中心とした内閣が出來れば、次ぎの議會まではドウカカウが持てようが、議會が開ければ、必ずその意見を行ふことが出來なくなるから、必ず議會を解散するだらう。今日の場合

に於いて衆議院を解散して、政友會以外のものが多數を制することが出来るか否やは、少なくとも大疑問である。

政友會も三年餘りの在朝中に、餘程の悪政と失策を重ねたから、民心漸く之を去らんとする徵候は、全國各地に於いて見えてゐる。併し今日只今政友會内閣が辭職して憲政會内閣が出來たと假定して、次ぎの總選舉に、憲政會その他の聯合軍が多數になつて、政友會が少數にならうとも思はれない、大選舉區制であつたならば、或は在野黨各派の聯合軍が少し位勝かも知れないが、現在の如き小選舉區制のもとに於いては公平に見た所でなく、六ツかしさうだ。一府縣平均二人づゝ政友會の議員をへらして、聯合各派の方を殖やすことが出來れば勿論宜しいが、今日の狀況に於いてはとてもソウいふ結果が得られようとは思はない。

(十七) 在野各派の聯合は困難

況してや政友會内閣が辭職したからとて、在野黨各派が全部聯合しようとは想像することさへ出來ない。多分聯合せないだらう。聯合しても多數を制することが出來さうもないのに、聯合せなければ尙ほ更出來ない。近日中に内閣更迭すると假定し、此の冬、議會を解散して、憲政會が少數に陥れば、そこで政友會は汚れた顔を洗ひ、面目を改ため、勝に乘じ堂々として捲土重來することが出来る。然すれば今日政權を在野黨に渡すのは、取も直さず政友會の復活を早める最良手段である。之に反して此儘もう一年も経過したならば、如何に國家的觀念に乏しい全國人民と雖も、まさかに政友會を援けることは出來なくなり、應援者も減り議員も減り、従つて政友會以外のものが裕に大多數を制し得る時機が来るかも知れないが、今日の所ではドウしても未ださうはなりさうに思はれない。

憲政の常道からいへば、斯の如き場合にたいては、たゞひ政友會内閣が辭職して、政權を反対黨に譲らうとしても、反対黨は立憲政治は多數政治であるといふ原則に基

づいてこれを受け取らないのが本筋である。即ち英國にたいてグラツドストーン内閣の末路に方り政府黨は尙ほ多數ではあつたが、この上永く内閣を維持する能はざるを知り、辭表を奉つて反対黨の首領チスレーリを奏薦した時、チスレーリは議會を解散すれば、多數を制し得る見込みは粗ぼ立つて居つたにも拘はらず、大命を辭退した。この時チスレーリはグラツドストーンに向つて『若し辭職したければ、議會を解散し、總選舉に敗北し、少數黨になつた後に辭職せよ。我々は多數を得た後内閣組織の大命を拜しよう』といつた。これが憲政の常道である。多數を占める見込みなくして、内閣を受け取るのは、憲政の常道どころか、却つて憲政破壊の逆道だ。

(十八) 反対論者の口實

斯く論すると反対論者は必ずいふだらう「それでは日本の如く政府黨の方が選舉に勝易い國柄にたいては、多數黨は何時まで經ても辭職すべき場合がなくなるではない

か」と。尤もなる疑問である。これは人民が悪いのだ。凡そ人民に愛國心がある以上は、國家のため有害なる失策又は悪政がつゞけば、その黨派の人と雖も漸次國家のために之に反対するやうになるべき筈である。自黨の内閣なれば、失策があつても悪政があつても、尙ほこれを援ける如き人民は、國を愛するだけの知識も道徳もないのだ。即ち未だ立憲國民たるの資格を具備しないのだ。いやしくも立憲國民となつて國政的是非善惡を解し得る程度に至れば、自黨の政府でも他黨の政府でも、國家に有害にして、民衆に不利益を及ぼす事實を認むれば、直にこれに反対して國家生民を救はねばならぬ。今日政友會内閣が幾多の失策及び惡政を重ねても、尙ほ少數にならないのは畢竟我が帝國人民が未だ立憲國民たるの資格を具備せず、また愛國の道を解せざる結果に外ならぬ。これは必ずしも政友會のみの罪ではない、寧ろ全國人民の罪といはねばなるまい。

(十九) 自業自得

然らば斯くの如き場合に於いては、ドウしたらよいの乎。憲政會の首領が明言せる如く「斯の如き場合と雖も政權を取さへすれば衆議院を解散して多數を制することが出来る」といふのは、われ政權をとれば選舉干涉その他の惡事をなして、無理にも多數を制する事が出来るといふ意味のやうだ。果して然らば非立憲的惡事を前提とした意見であつて、これまた國家を思ふものゝいふべきことでもなく、無論行ふべきことではない。然らば斯くの如き場合に於いてはドウしたらよろしい乎、多數を擁する政黨即ち政友會をして全國多數の民心が離反するまで、内閣を維持せしむるのが最も正しい道である。如何に幼稚なる我が帝國人民と雖も、今日の如き惡政と失策が、もう一年も二年もつゞければ無論政友會は少數になるに極まつてゐる。悠悠それを待てるる間に、國家生民が災害を被ると心配する人もあるらうが、それは自業自得で、所謂『自ら招いた災ひ』である。自ら招く災ひを他から防いでやることは出來ない。惡政と失政を重ねる政府を賛成維持して行く以上は、人民は甘んじてその災害を自ら受けねば

ならぬ。辛き経験を積んではじめて覺醒し、遂に立憲的人民となり、愛國の道を解するやうになる。これが即ち政治的實物教育である。然るに在野黨はこの道理と事實を諒解し得ずして、如何なる場合ににおいても内閣の更迭を主張し、甚だしきは普選問題までもこれを内閣攻撃の道具に供するに至つては、政黨存在の目的は國家にあらずして、寧ろ政權爭奪にあるかの如く見ゆる。斯く見ゆるその事自身が全國人民の大多數を占むる中立者をして、憲政會に向つて嫌氣を生せしむる原因とこそなれ、決してその利益とはならない。この事は予が憲政會にある間に屢々忠告したが、今に至るもなほその非を改ためないのは甚だ殘念な次第である。

(二二十)
貴衆兩院の聯立内閣

政友會が少數になるまで内閣を維持せしむるのが、最も正しき憲政の常道であるが、若し次善の道を求むれば、失政惡政に對する知覺神經の遲鈍な人民、即ち立憲的國民

たるの資格を備へない人民が多い場合には、未だ一つ立憲的常道に近い方法がある。ソレは貴衆兩院の聯立内閣をつくる事だ。衆議院にたける多數黨と、貴族院にたける多數黨即ち研究會との間に聯立内閣をつくつても、ソレで時局を救ふことは出來まいが、一二年位現狀を維持して行くことは出來さうだ。高橋子をこのまゝ据ゑ置いて研究會がこれに參加することを承諾すれば、それでもよし。研究會がこれを承諾しなければ、清浦子以下田男に至るまで、誰でも宜しい、研究會と政友會との妥協し得る人物を戴いて、その下に聯立内閣を作り、一時を彌縫するのが次善の方法だ。

幕末にわける公武合體論にも比すへきこの聯立内閣でも、時局を彌縫する事が出來なくなり、全國人民皆なその弊毒に堪へないやうになれば、そこで初めて在野黨が内閣を組織して多數を制し得べき時機が來るのである。この時機を見すまして、憲政會なりその他の在野黨なりが、聯合若くは單獨内閣をつくるのが正しき道、即ち憲政の常道である。今日世にいふ所の憲政の常道なるものは、常道でも何でもない、全く一

知半解者流の囁語に過ぎない。

本文が公けにせられた後ち、間もなく政友會内閣は内部の紛擾のために總辭職を爲し閣僚の一人たる加藤海相が大命を拜して、現内閣を組織した。此内閣は、其實質に於ては、本文に説いた所の「貴衆兩院の聯立内閣」である。准會員とも見るべき人が閣班に列して居るだけで、純粹の政友會員は一人も入閣しなかつたが、衆議院に於て政友會之を援助し、貴族院に於て研究會之を支持する以上は——名義は兎に角——實質は貴衆兩院に於ける多數黨の聯立内閣である。研究會も政友會も——苟も内閣の政策を贊成する間は——其責任を免れる事は出來ない。在野黨は徒らに名義や形式に拘泥せず、此實質を捉へて、之に對抗すべき筈だ。政友會をして其責任を回避する事の出來ないやうに仕向けねばならぬ。政友會も亦憲政の本義に照して、堂々と其責任を負擔すべきである。(大正十一年十月追記)・

(廿一) 朝野兩黨の踐むべき正道

本來をいへば政友會は一年も前に早く内閣を投げ出し、憲政會がこれを取たがるのに乘じて、その首領を奏薦するのが、黨略としては最も得策であつたのだ、國家の爲にもその方がよかつたかも知れない。若し一年前に投げ出したならば、原の暗殺も起らなかつたらうし、今日政友會が苦んでゐるやうな内部の紛擾も起らなかつたらう。また憲政會の爲めに計れば、政友會が投げ出しても、議會を解散して、立派に多數を制する見込みが立つまでは、これを受けとらないのが正道であり、また得策でもある。この位のことは兩黨の首領株にたいてまさかに氣が付かないことはなからうが、彼れ等は理解なき黨員、即ち眼前の利害得失のみを見ることを知つて、正邪曲直あることを解し得ない黨員の多數によつて取りまかれてゐる。故に虛心平氣に勘考する時は行くべき道、取るべき方針はあり——と見にても、多數の亡者に取まかれて、これを断行することが出来ないのである。こゝに於いて我が國の政黨なるものは、徒に政黨の名あつて、その實のないものであることが分かる。即ち今の政黨なるものは、手段の

是非善惡を問はずして黨勢を擴張し、政權を爭奪せんとする爲に團結してゐるものである。昔の支那人が「その未だこれを得ざるやたら得んことをこれ希ひ、その既にこれを得るやたら失はんことをこれ恐る」と小人の最も惡き標本として罵倒したものゝ言行をなしつゝあるのだ。この過ちを改めなければ現在の政黨は、寧ろ國家に害をなすとも利益を與ふる事は出來ない。

(廿一) 政黨革新の必要

右に挙げた事實と理論とは、即ち政黨革新を必要とする材料である。若し斯くの如き朋黨的政黨を持つてゐなかつたなら、原君もあの通り世間から指弾を受くる仕事はせなかつたであらう。現總裁たる高橋君も黨派さへなければ、もつとよい政治を施すであらう。満鐵事件、アヘン事件、取引所問題、珍品問題、選舉干渉、權力濫用、皆な朋黨的私黨があつて、首領株の足手まどひとなり、私利私益を獲得せんと藻搔きに

藻搔いた結果に過ぎない。故に政黨の實質を具備した黨派を作るは、目下の最大急務である。

現在の政黨は國家を本位としたものではなくして、その團體の利益を本位としたものである。故に事いやしくも政黨に關係するものは、歐米諸國に於いて國家及び立憲政治の利益となるべき事柄も、これを我が國に實行すれば、常に國家及び立憲政治に害毒を與ふことになる。例へば黨派によつて議席を定める事は、歐洲諸國に於いては、運用駆け引の上に於いて便利な仕方であつて、別段弊害はない。然るに近年我が國に於いて、黨派によつて衆議院議員の席を定めるやうになつてから、たゞ弊害のみ生じてその利益を見ない。各黨派の議員が難居して居たころは、亂暴な議員も、反対黨若くは中立議員に取りまかれてゐるが爲に、餘り亂暴もせなかつた。低級な議員も自らはぢて、陋劣な彌次を逞しうするやうなこともなかつた。故に議場の體裁はもつと整つて居つたが、近來黨派によつて議席を分かつやうに成つてからは、極めて低級

陋劣なる議員も、自黨員のみに取まかれて居るため、遠慮會釋なく陋劣なる言行を逞うするやうになつた。また首領株はこれを制するの能力を失つた。

いづれの國ににおいても、議員の職權は同一だが、その政治的及び社會的地位には自から高下尊卑の差別がある。故に首領株の演説に對しては、他派の首領株が出てノウ／＼ヒヤ／＼を初めとし、諸般の批評をなすことに極まつてゐる。然るに我が國においては首領株の演説に對しても、全く論旨すら理解し得ない低級の議員が、勝手に陋劣なる言行を挿さんでこれを妨碍する。これ等の弊害も黨派によつて議席を分かつやうになつてから、著しく増加した。また黨派間の融和疏通も、各派の議員が雜居して居たころは、今日よりよかつたが、分席してから頗る險惡に赴いた。即ち政黨の本質が過つて居る爲に、政黨關係の事柄は、歐米にたいて善い結果を生ずるものも、我が國にたいては著々弊害を生ずる。

(廿三) 急務中の急務

世間も大分政黨の弊害を認識して來たやうだし、政黨員自身もまた多少自覺して來たやうだ。こゝにおいてか政黨改造の聲は漸く黨の内外に起り、各黨各派皆な現状に満足せずして、多少動搖の徵候が現はれてゐる。現在の動搖は即ち進歩改善の徵候であつて、決して厭ふべき事柄ではない。また議會最終日にしたやうな多數黨及びその議長の横暴は、たま／＼以て政黨改造の氣運を促進する材料となるだらう。また各政黨において、少壯代議士中に漸次頭角を露はすものが生じて來たことは、新銳の氣をこれに注入し、舊來の黨弊を改善する原因となるだらう。今期議會において予が耳目に觸れた所だけを擧げても、國民黨の清瀬一郎、砂田重政、星島二郎、近藤達兒等の諸君、憲政會の永井柳太郎、三木武吉、鈴木富士彌、川崎克等の諸君、政友會においては吉原正隆、牧野良三、鳩山一郎、瀧正雄等の諸君は、皆な斬然頭角を現はし、將來有爲の材となるべき資質を示した。右の外、新人物とはいへないが、政友の中西六三郎君、憲政の小山松壽君、森田茂君等は位地の進むと共に大いにその貢献を増加した。

これ等の人々が黨の中堅となつて、政黨員を指揮するやうになつたならば、我が政黨社會は大いに進歩するだらう。この外無所屬にあつては中野正剛、田淵豊吉、野溝傳一郎等の諸君は、急進的にその位地信用を高めた。議會政治のため、大いに慶賀すべき次第だ。

新人物の擡頭を喜ぶと同時に、舊人物の凋落は大いにこれを悲まざるを得ない。奥議長がアンナ暴逆無法の振舞をなして、一生の履歴を汚さうとは夢にも思はなかつたが、彼はこれによつて名譽的に自殺した。

また床次内相は前途有望の人物として予も常に注目してゐたが、氏が近來の言行中には、予が期待を裏切るものが多い。特に上奏文を捧げて宮門に爆死した事件の報告をなすにあたり、爆死者が惡性の梅毒にかゝりゐたことを、故さらに力を籠めて説述せるに至つては、予は覺ゆず嘆聲を發した。好漢惜らくは尙人格的修業が足らない。これを爆死者が爆死の瞬間尙ほアブナイ〜と叫んで、他人の徒死を救はんと心が

けたるに比すれば、心事の高卑正邪、實に天淵萬里の差あるを見る。爆死者最期の一叫は、彼をして幾んど聖人たらしむる價値がある。この一叫以て彼が萬罪（若しあれば）を滅ぼすに足る。然るに床次内相は梅毒説を流布して、諫死者の人格を汚さんとした。借問す「何等の必要もないのに死人の惡疾を誇發し、これを議會に報告した所の内相御自身にはカサケもウヌボレも毛頭これなく候哉」

（廿四）議長の資格喪失

この場合において最も悲しむべきことは、本論の劈頭にかゝげた、議長の失態である。最終日の終末において彼がなした所は、悉く違法違憲の暴行である。のみならず速記録偽造の嫌疑すらある。斯くの如き失態を逞じた所の議長は當然辭職すべき筈だ。若し自ら辭職しなければ、いやしくも憲法を重んじ、立憲政體を愛護せんと欲する議員は、黨派の異同を問はず力を合せてこれを排斥し、斯くの如き議長のもと

においては、議事を進行せしめないといふ決心を起さねばならぬ。政治思想の幼稚な國において多數黨から議長を出せば、動もすれば議長は議院の議長たることを忘れて、所屬政黨の議長となる憂ひがある。從前から「議長は少數黨より選出すべし」とか、或は「議長となつた以上は、その黨派を脱退すべし」とかいふやうな議論が、識者の間に行はれて居つたのは、右等の弊害を豫防せんが爲であつた。然るに今回の會期中、議長は右の議論の裏書をなし、議長を多數黨から出すの弊害を徹底的に證明した。英國では議長を多數黨から出さずして、少數黨から出すといふ慣例がある。本來は所屬黨派の大小に拘はらず、議長として最も適當なる人物を選出するのが英人の根本思想であるが、議長としての資格を具備した人が多數黨にもあり、少數黨にもある場合には、これを少數黨から出した方が議院の議長としては、ヨリ多く適當であるといふ思想慣例が行はれてゐる。多數黨は少數黨中の適任者を指名し、滿場一致で議長を選舉するのが、英國古來の慣例である。我が國においても今回の失態に顧みて、それ等の方法

を採用せなければならぬ。依然として議長を多數黨から出し、その議長は議場外において、自黨の議員だけと密議を凝らし、然る後ち突然議場に臨んで他派の議員が一切理解する能はざる手段方法によつて、突然採決するやうなことが繰かへざるれば、立憲政治は完全に破壊せられて仕舞ふ。現在最終日の舉動は、根本的に立憲政治を破壊したものである。あんなことが是認せらるゝならば、到底適當に議事を進行することは出來ない。アンナ暴逆無法な事件が有つた以上は、いやしくも立憲政治を尊重する全國人民は、將來に向つて議長の位地を改善確定せなければならぬ。即ち議長たるものは如何なる場合においても「黨派的會合に臨むべからず、黨派的注文に應すべからず、全く黨派外に超然として常に衆議院全體を相手にせざるべからず」といふ議院政治の「いろは」を確守實行せねばならぬ。

(廿五) 再び憲政の常道に就て

右(十六)より(十九)に至る卑見が「大毎」「東日」の兩新聞に掲載せらるゝや、賛否の議論が盛んに起り、國民新聞記者の如きも亦批評の筆を執つた。左の二文は該記者の批評に對する予の答辯だが、茲に追加して本論を補足す。

(甲) 予の「憲政常道論」に對する國民新聞の

批評を讀みて

(大正十一年四月十五日國民新聞掲載)

(一) 立憲政治は結局多數政治だ、兩院多數の賛成がなければ豫算も法律も出來ない、從つて政治を行ふことは出來ない。

(二) 今日の場合に於て、憲政會が内閣を組織し衆議院を解散しても、過半數を制することは出來まい、印ち政治は出來まい。

(三) 政治を行ふことの出來ない黨派をして内閣を組織せしむるは、斷じて憲政の常道ではない。

(四) 政友會は過半數を失はざる限りは、タトヒ辭職しても忽ち再び内閣を組織する事になるだらう。

(五) 英國に於て統一黨が多數を得て居る間は、ソールスバリー侯が辭職しても、同黨のバルフラーが之に代り、自由黨労働黨の聯合軍が多數を占むる間はバナーマンが死すれば同じ自由黨のアスクキスが之に代つた。多數な間は幾度でも同じ黨派が内閣を繼續する事の實例だ。

(六) 在野黨にして苟くも民心を得たる確信あらば解散を促すは善し、辭職を迫るは當らす。

(七) 先づ多數を得て然る後に就職しても或は先づ就職して然る後多數を得ても、其前後は敢て問ふに及ばないが、ドチラにしても多數を得なければ政治を行ふことは出来ない。大隈内閣は就職後衆議院を解散して、多數を得た實例だ。

以上の理路と事實を觀れば「憲政の常道」は誰れにも分るだらう。幾ら失政惡政が

つゞいても、政友會が尙ほ多數を制するのは、人民が無智無理解な爲である。即ち立憲國人民たるの資格が缺乏して居る爲に過ぎない。

(乙) 「憲政のイロハ」に就て (大正十一年四月十九日國民新聞掲載)

『自明の眞理』は故らに議論する價値もなからうと思ひつゝも世に珍妙な意見を述ぶ者あるため聊か『憲政の常道』を説いて見た所が却つて益々珍妙な意見を見聞するやうになつたからモウ少し『自明の眞理』を説明して見よう。

一、「立憲政治は結局多數政治だ」苟くも此の事實を承認する以上は次に起るべき問題は『今日只今憲政會が内閣を組織して多數を制する事が出来るかドウか』と云ふ一事に過ぎない。

二、憲政會にして苟くも衆議院を解散して多數を制し得べき見込があれば政友會内閣辭職の場合には之に代るのが『憲政の常道』である。

三、十中七八まで多數を制し得べき見込がないのに之れに代るのは『憲政の逆道』だ

四、今日只今衆議院を解散しても憲政會單獨では到底二百四十名(過半數)内外の議員を得る能はざることは該會員と雖も明知して居るだらう。

五、次の總選舉に於て勝つ乎負ける乎の鑑定は主として補缺選舉に於ける投票の移動に依つて之を爲すのが先進立憲國の常例だ。

六、此前の總選舉以後の補缺選舉に於て憲政會は比較的多くの勝利を得たが最近愛知、石川二縣に於ては却つて政友會に勝利を占められ静岡縣に於ては無所屬が勝利を得た。

七、虚心平氣に補缺選舉の結果を考究すれば今日の所憲政會は革新クラブと聯合してもまだ總選舉に過半數を得る見込が立たないと推斷するのが妥當なやうだ。

八、右は推定に過ぎないが予は此推定の誤らざる事を確信する若し憲政會の首領中反対の推定を爲し予に挑戦する者あらば予は喜んで如何なる賭事にでも應すべし。

九、其上憲政會内閣は恐らくは革新クラブ員の賛成を得るやうな政策を施し得ないだらう普選軍縮等の顛末に徴しても……。

十、政友會内閣の秕政失政は予も之を認むるが選舉人中には之を認識し其結果として反対投票を爲さんと欲する者はまだ大に増加して居ないやうだ。

十一、在野黨が内閣を攻撃する主要目的は全國民特に選舉人をして内閣の秕政失政を周知せしめ以て次の總選舉に勝を制する一事に在らねばならぬ。

十二、全國選舉人の多數にして苟くも現内閣を援助する間は反対黨は政權を得ても政治を行ふ事は出來ないではない乎若し現在の多數は虚偽の多數だと確信するならば解散を要求するのが立憲の正道だ。

政 战 餘 業

定價 金 壱 圓 貳 拾 錢

大正十二年二月十五日印刷
大正十二年二月十九日發行

著者 尾崎行雄

印 刷 行 者 兼 荒木利一郎

大阪府豊能郡箕面村平尾七百廿七番地
大阪市西區土佐堀通四丁目八番地
株式會社 三 有

社

發行所

大阪市北區堂島
振替大阪四五〇番
東京市丸之内
振替東京二八〇〇番

大阪毎日新聞社

同



1-6

所行發
聞新日每阪大

終